
令和5年 第1回(定例)南部町議会会議録(第7日)

令和5年3月23日(木曜日)

議事日程(第7号)

令和5年3月23日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第5 議案第2号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第3号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第4号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第5号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第6号 南部町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第21 議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第29 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第30 議案第28号 南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について
- 日程第31 陳情第1号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情

（追加議案）

- 日程第32 発議案第1号 南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第33 発議案第2号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第34 発議案第3号 食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める意見書
- 日程第35 発議案第4号 国による学校給食の無償化を求める意見書
- 日程第36 発議案第5号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書
- 日程第37 発議案第6号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書
- 日程第38 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第5 議案第2号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第4号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第6号 南部町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第29 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第30 議案第28号 南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について

日程第31 陳情第1号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情

(追加議案)

日程第32 発議案第1号 南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第33 発議案第2号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第34 発議案第3号 食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める意見書

日程第35 発議案第4号 国による学校給食の無償化を求める意見書

日程第36 発議案第5号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書

日程第37 発議案第6号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

日程第38 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 埒田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田子勝利君 書記 赤井沙樹君

書記 高 雄 勇 飛君

書記 角 田 亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君	企画政策課長	田 村 誠君
デジタル推進課長	美 甘 哲 也君	防災監	田 中 光 弘君
税務課長	三 輪 祐 子君	町民生活課長	渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長	芝 田 卓 巳君	教育次長	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君	病院事務部長	山 口 俊 司君
健康福祉課長	前 田 かおり君	福祉事務所長	泉 潤 哉君
建設課長	岡 田 光 政君	産業課長	藤 原 宰君
監査委員	仲 田 和 男君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

5 番、米澤睦雄君、6 番、長束博信君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員からの報告を受けます。

地方行政調査特別委員会委員長、滝山克己君。

○地方行政調査特別委員会委員長（滝山 克己君） 地方行政調査特別委員会委員長、滝山克己でございます。本年度の行政調査につきましては、6月定例会において全議員の14名を委員とする特別委員会を設置し、調査地、調査期間、調査方法などについて協議を行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた第七波の7月から9月の状況により、今年度は実施しませんでした。以上、報告を終わります。

日程第4 議案第1号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第1号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第1号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）を審議しました結果、賛成多数により可決すべきと決しました。

なお、御意見ございましたので、若干御披露申し上げます。まず、反対の理由でございます。一つ、保育所あり方検討委員会について、本来15名であるところを、公募委員が募集してもいなかったという理由で10名での構成となっていたことや、パブリックコメントの募集についてももっと真摯に取り組むべきであり、用地選定の在り方も含めて反対。

もう一点、産廃処分場の件について、住民の命に関わってくることであるので、町は分かった時点で県と連携して手を打たなければならないことを指摘して反対する。

賛成の御意見でございます。今回の補正予算は一番大きなものが除雪費についてで、補正であり、その他の多くも実績による補正予算となっており、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第1号の令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）に反対いたします。

今回の補正予算は1億2,978万5,000円を減額し、歳出を81億2,029万3,000円にすると、こういう内容でした。

中身については、歳入のところで地方交付税が1億6,517万1,000円の増、繰越しとして1億1,183万円の増、その結果、繰入金として3億1,439万1,000円が減額されており、実質この数字を見ると事業のほとんどが、出されてきた内容では実績に対する減額で約1億円、こういう内容の数字で見れば補正予算でした。

その中で、第1点目、委員長報告にもあったんですが、保育所のあり方検討事業、この事業についてです。この事業でも減額になっているのですが、当初、検討委員が公募5名を入れて15名の予定が、公募ゼロで、10名で出発したということ。それと、委員会の開催が4回で、現在まで3回してるんですが、その出席率が10人に対して10分の6、2回目が10に対して7人、3回目が10人に対して7人という執行の数が出ていました。

まず、1点目、この保育所のあり方検討委員会は、当初、どのような保育園がいいのかということを進めていくということだったんですけども、ここで15名のうち3分の1を公募にしておきながら、この3分の1が欠如したまま委員会を始められたという点と、本来であればこの4回を行う中で用地選定の基準等を決めていく非常に大事な会でありながら、中身が10人のうち6人しか参加しなかったり7人しか参加しなかったり、一体どういうメンバーとどういう認識の下でやって、委員がやってこられたかということも検討しなければいけない内容だというふうに考えています。とりわけ公募5名には最大限努力すべきで、それまでも保護者の意見を聞くといながら説明会、一回もやっていないわけです。そういうところから見れば、このあり方検討委員会のそのものが、住民の声とかを反映するという点でいえば非常に不十分だというふうに指摘しないといけないと思います。

2つ目には、ここで基本構想で、予定価格に対して落札で187万円ほどの減額になっています。基本構想は117万円かけてしたということなんですけども、この内容を見れば、委員会の聞き取りでは担当課からこの基本構想自体は統合とか民間移管を問うものではなく、どのような保育所がいいかということ聞いたのだと、こういうふうに説明がありました。

これまでの一般質問の中でも明らかになったように、基本構想の在り方と内容が当初から二転三転していて、結果として基本構想の計画案の中で行っていることは、町が11か所を定めた候

補地のうち、町が3か所に絞り、その3か所について点数をつけたと、こういう事業をあり方検討委員会で行っただけです。パブリックコメントを取っていますが、合わせて12名からのパブリックコメント。中を見るとほとんど統合問題、民間移管の問題等に対する疑問ないしはやめるべきだという声であり、少ないといってもう一度住民の声を聴くのか。もし聞かないとすれば、パブリックコメントというふうには上げているのですから、パブリックコメントの中身を最大限尊重する中身に変えてかないのではないのか、これが町の姿勢だと思うんですが、そのような町の姿勢全く見受けられずに何月段階でしたか、基本構想が定まっています。その中でも明らかになってきたことは、用地を選定めぐってこのパブリック、このあり方検討委員会、要するに用地の検討を3か所に絞って点数をつけるということが仕事だったわけです。

この中で明らかになってきたことは、うちの町はほかの町に比べて、自らがつくった法人ということで社会福祉法人の伯耆の国も名前に上げながら、それを大前提として取り組んでいくわけですが、今まで一般質問等の中でも、これまでも一切そのような話はしたことがないと言っておきながら、一般質問と委員会の中では、公にはないけれどもこれまで情報提供やっていたということも言うわけですよ。議会から見れば全く矛盾していて、一体どのような基準で用地選定が進んでおり、どのような基準で相手方と言われている福祉法人と公、町として話ししているのかっていうことないまま進んでいるというのは非常に不可解であり、住民から不信を持たれるだろうと。本当に町民が望んでいる保育園を建てるというのであればこのやり方を見直して、やはり住民の意見を聞きながら、本来、保育士不足が大きなウエートを占めている中で、保育士不足解消のためにどのようなことをしていくのかということも基本構想の中にうたわれなければならないと考えています。このような立場から、このようなあり方検討委員会での用地の選定ないしは今後の保育園の方向決めるということは、非常に無理があるということを指摘しておきたいと思います。

2つ目の問題は、塵芥処理費で減額の942万5,000円出ていることです。これも委員会の聞き取りの中で明らかになったのは、鶴田地区の産業廃棄物の最終処分場に搬入時の立会いを町ないしは町が委託した立会人で行うということだったんですが、産業廃棄物収集運搬状況帳簿では75回の搬入があったというふうに見られるにもかかわらず、これまで2回しか町に報告がなかったと、こういうふうに出ているという点です。委員会の中でも協定書や申合せ事項等を確認し、平成6年時の旧会見町時代の協定書が承継されていることも分かりました。そこには立会人として、旧会見町の議長も立ち会っているということも分かりました。こういうことになれば、この搬入開始の申入れ時に町職員または町が依頼した者が立ち会うということの約束が守れてい

ない段階で早急に手を打つべきだったのではないかというふうに考えています。産業廃棄物というのは、この事業は、本来第一には県に責任があることです。すぐ県に言って停止等のことをさせなければいけなかったのではないか。

町は、平成6年に結んだ協定書では、その第5条で改善命令ですよ、それが町も出せるというふう書いてあるわけです。要は今回の搬入時に立入りということが協定書の中身として有効かどうかということも問われてくると思いますが、毅然とした立場で向かわなければ、町民の貴重な土地と、ひいては町民の命ですよ、地下水に浸透するもの等考えれば非常に重大な内容だというふうに考えます。

これについては、このことをもって反対ということに対しては、町に対しては、非常に課も頑張っているし、厳しいというふうに思うのですが、住民から見れば一人ではできないことではないので、これを決めた県に対して、町がせっかく協定を持っているのですから、その立場で敏感に動くということが求められていたのではないかということ厳しく指摘して、反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤です。私は、令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）、これに賛成の立場から討論をいたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,978万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,029万3,000円とするものであります。ほとんどが事業費の確定に伴う減額予算であり、主なものは新型コロナ生活困窮者自立支援事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、事業所内保育施設運営事業、果樹生産振興事業、塵芥処理費、小学校教育振興費などであります。

一方、増額した予算では、公共交通対策事業、生活保護扶助費、園芸施設等復旧対策事業、大雪による除雪のための道路維持事業、学校保健特別対策事業などがあり、いずれも住民福祉にとって大切な予算であります。

なお、ただいま反対討論されました方の理由とされました保育所あり方検討委員会についてありますが、この問題は少子化、保育所の老朽化、災害上の問題から、子ども・子育て会議、行財政審議会、そして保育所あり方検討委員会で保育所の今後の在り方、そして新園について検討されている委員会であります。確かに残念ながら公募の委員さんがいなかったようではありますが、保護者4名、従事者2名、学識経験者2名、地域代表2名の委員により、基本構想の策定に向けて委員会が開催されています。この会の答申を受けて、また、パブリックコメントを受けて執行

部がどのような判断をされるのか、予算案に反対するのではなくって、これは予算の審議でございますので、今後の執行部の在り方を注視することのほうが重要と考えます。事業に反対されるのであれば一般質問で頑張っていたきたい。

次に、鶴田の産業廃棄物処分場につきましては、現在、執行部から事業者に質問状を出しております。回答が来てからこれも、これは補正予算でございますので、補正予算に反対するんじゃないかって、回答が来てから下流住民の安全を考えた上で、もう一度県とともに協定書等の再締結に向けた取組などをしていくべきと考えております。以上、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第2号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第2号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審議いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第2号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第3号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第3号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）について審議いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第3号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第4号、令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第4号、令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について審議いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第5号、令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第5号、令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）について審議いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第6号、南部町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第6号、南部町個人情報保護法施行条例の制定についてを審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しました。

なお、御意見がございましたので、何点か御披露申し上げます。まず、反対の理由でございます。国の狙いは、市町村が持っている個人の膨大なデータを商品化して企業等に出していくということが国会でも明らかになっている。本条例では匿名加工情報を出さないということにしており、制度導入するのであれば条例改正が必要ということで一定の歯止めは利いているが、この制度を地方自治体に導入すること自体に反対しているの、反対する。

賛成の御意見でございます。令和5年4月1日から改正後の個人情報保護法が地方公共団体に適用されることを受けて制定する条例であり、これまでどおり個人情報の保護に関しては守られている。国はデジタル化を通じて様々な政策に反映できるようにしており、町や個人に不利益はないと思っており、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第6号の南部町個人情報保護法施行条例の制定について、反対いたします。反対意見については委員長が述べてくださったとおりです。

2021年の5月にデジタル関連法が成立し、この当時、平井デジタル担当大臣はどのように言ったかということ、国や自治体が保有する有用な情報をオープンデータとして整備・公表をした

り、デジタル社会における基本的なデータベースとして多様な主体が参照できたりするよう整備する、このように述べて始まったものです。国や自治体が持っている情報というのは、公権力を使って取得、申請や届出のときに義務として提出されたものです。そういう意味でいえば、企業の顧客情報と比べたら比べ物にならないぐらい多岐にわたる情報が入っているわけです。

今回、この情報を公開するというので、町は一定の、1万人以下の自治体については義務が課されていないものですから、このようなことは今のところは想定しないということでできないという条例になっているのですが、私はこれがもし、そもそもの狙いが公開に向いていますから、いずれ手数料等のところでの条例改正が求められてくる時期が来ると思うんですよね。

私、一つ、実際どのようなことになるのかっていうのを、何かいい例がないかと思って見ておりましたら、自治体については2023年の4月からなんですけども、もうこの1年前に民間や独立行政法人は該当になって動いてるわけですよ。その中で、国会で明らかになった内容を一つ紹介しておきたいと思うんです。

これは住宅ローンを扱っている住宅金融支援機構、独立行政法人ですよ、ここが住友信託だと思うんですけど、住信のSBIネット銀行から住宅ローンのAI審査モデル構築に利用したいという目的で118万人の情報を提供したというんですよ。その内容は23項目にもわたるのですが、どういう内容かという、性別、年齢、職業、勤続年数、住宅ローン以外の借金残高、郵便番号、家族構成。考えてみたらこれほどが、これ以外にまだ項目あるわけですよ。これが出されて、もしほかのデータと照合した場合、安易に特定できるわけですよ。今は1万人以上ですけど、これが仮に南部町で見たら、郵便番号が特定されたらもう分かってしまうわけですよ、家族構成とか。そういうことを匿名加工したから個人情報ではないのだといいながら、これまで町村がつくってきた個人情報を出す際には本人に了解がなければできないことと、インターネット等での連結や流出を防ぐということを厳しくしてきたわけですよ。それが根底から崩される内容になっているということであり、そもそもそれが公共の福祉に反する公益性があるかどうかの判断も自治体ではできずに、審査会として国の意見を聞かなきゃならないという内容になっているわけですよ。この点から見たら、何ら個人情報の保護条例を、市町村のことをやめて国の法律に一本化してやることの狙いは、決して国民の個人情報を保護するのではなく、これを使っていこうとしていることにほかならないというふうに思うのです。

それで、この自治体の個人情報の保護条例というのは、国が持っていない段階で、何年前でした、1970年代に電算化が始まったときに、当時の自治体職員たちが流出を一番恐れて個人情報をつくってきた経過があって、市町村が動いて、国がやっと重い腰を上げて個人情報の法律を

つくったという経緯があるわけですね。言ってみれば、自治体が国民を守ることで動いてきたという象徴的な条例でもあったわけです。今回それを一元化のためと称して全国の条例をやめて、一本化するから市町村は施行条例をつくれと、こういうのは非常に強権的で地方自治をないがしろにするものだというふうに言わなければならないと思うんです。

今回の条例では、先ほどもあったように、もしこの匿名加工情報として提供するのであれば、条例改正をしないといけなくなってくるというのですが、その時点で拒めるかどうかということについては非常に不透明だし、今までの例ではこれを拒むことができないという内容になっていると私たちは考えています。そういう立場からいえば、全国の知事会や市町村長会ですね、そこは身を挺してこのことについて断固反対すべきであったのではないかとということも厳しく指摘しておきたいと思います。

具体的に、今回の施行条例になって今までとどう違うのかという点でいえば、施行条例で決められるというのはごく僅かなものしかありません。一番やはり違うというのは、本人の確認もなく情報を提供できる仕組みができる施行条例をつくったということが一番大きなことだということとを指摘して、反対したいと思います。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第6号、南部町個人情報保護法施行条例の制定について、賛成いたします。

この条例は、国の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、町条例で必要な事項を定めるものです。上位法の改正により町の条例を整備するもので、南部町にとって必要な条例であると言えます。制定に賛成すべきものと考えます。

国は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律を統合して、新たに個人情報保護法を制定します。これにより、今までそれぞれの市町村、各地方自治体にあって運用もばらばらだった個人情報保護条例は全て廃止され、令和5年4月1日から新法の規定が適用されることになります。

また、問題になっていますデータの商品化という匿名加工情報についてですが、県や政令指定都市は公開の要求があれば必ず応じなければなりませんので、条例に定めています。しかし、人口の少ない町村部門であります南部町ではマスト、必須ではありませんので、今回、匿名加工情報については町条例に規定していません。また、手数料の徴収についても規定がありません。

現時点のところですけども、以上の点から、議案第6号、南部町個人情報保護法施行条例の制

定について、賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号、南部町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第7号、南部町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第7号、南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について審議した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、南部町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審議した結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しました。

御意見ございましたので、御披露申し上げます。まず、反対の理由でございます。住民生活が大変なときに地方公共団体ができることは公共料金を引き下げて暮らしを応援することであるが、何ら公共料金に手を打たない状況の中で特別職の手当を引き上げることは住民の賛同が得られないと判断するために反対する。

賛成の御意見です。人事院勧告に準ずるものとして改定するものであり、特別職でも生活給に

該当するものとして賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第9号の南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対いたします。反対の理由は、委員長が意見を披露してくれたとおりです。

この件については本会議の中でも町長に質問してきました。その中では、やはり人勤に基づくものだということと、いわゆる特別職というても役職給だというふうに考えていると。そういう中で全体考えた場合、今後のこの人勤勧告はやっぱり受けたほうがいいのではないかという意見でした。

これは次に出てくる議員報酬とも関連するんですけども、執行部の特に町長三役は、いわゆる条例とかいろんな議案を提案する側であり、議会は決める側なんですよね。そこで住民の暮らしに対する公共料金をどうするかということも提案して決める立場にあるところが、この報酬というのも実は自分たちで提案して、自分たちで決めるという内容になっているわけなんですよ。それは執行部で提案する側と、議会在議決する場所だからそういうことになるだろうということなんですけども、であるならばやはり特別職の給与は一般的には生活給とは言わない。議員もそうですよね、勤務実態から見て。そのときに状況をやっぱり考えるというのが一番住民に対しての姿勢ではないかというふうに思うわけですよ。

今回もやっぱり調べてみたら、物価高騰でこれを提案していない自治体もあるわけですよ。一つには、人勤勧告で今回は100分の162.5が100分の165、100分の2.5の期末手当の引上げなんですよね。そう予算に影響あるというような金額でないことなんかも明らかなんですけども、住民の暮らしが大変なとき、公共料金をどうするかという判断、提案し判断する立場にいる者がそういう手を打たずに、自分たちの分で国から言ってきたから上げることが住民に通用をするだろうって考えた場合、私はなかなか難しいだろうということより、そういうことよりも住民からの信頼を得るための態度を取ることのほうがいいというふうに判断しています。

高度経済成長時期のように賃金が上がっていったる段階ですね、今も賃上げが一つの大きな課

題になっていますが、特別職にも議員にもそれが該当するのだっていう意見もあるかもしれませんが、住民の暮らしを握っている自治体等からすれば、そこに手を打つことのほうが先だろう。それをしながら、自分たちの報酬等についても人勤が言っているので上げていくということのほうが住民理解を得られると思うんですよ。時期が悪いということも指摘し、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 仲田司朗でございます。議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で議論いたします。

令和4年8月8日に人事院から国家公務員の特別職の給与改定の勧告が行われ、令和4年11月18日に特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました。この勧告を受け、南部町は職員給与を定める人事委員会を持っていませんので、国と地方とではベースが異なるものの、一応官民比較をして給与を決める組織である人事院に準拠しています。そして、一般職の引上げに準じて特別職の期末手当も引き上げるものでございます。既に一般職の職員には、この人事院勧告を基に改正済みであります。

特別職の報酬については、人事院勧告に準拠しなければならないという法的根拠はありませんが、南部町においては例年、人事院勧告に準拠して報酬、期末手当の変動が行われてきていますが、それは慣例に基づき行ってきた次第でございます。

物価高騰などによって、影響で、生活状況が悪化している中でなぜ上げるのかと先ほど言われましたけれども、職員給与と一緒に特別職の報酬も同時期に改正していますので、御理解いただきたいと思っております。

以上のことにより、議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、賛成するものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第10号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第10号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について審議いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第10号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号

○議長（景山 浩君） 日程第14、議案第11号、南部町監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第11号、南部町監査委員条例の一部改正についてを審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、南部町監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号

○議長（景山 浩君） 日程第15、議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号

○議長（景山 浩君） 日程第16、議案第13号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第13号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを審査した結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第13号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号

○議長（景山 浩君） 日程第17、議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正についてを審査しました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は10時5分といたします。

午前 9時50分休憩

午前10時05分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第18 議案第16号

○議長（景山 浩君） 日程第18、議案第16号、令和5年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第16号、令和5年度南部町一般会計予算について審議いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しました。

御意見ございましたので、何点か御披露申し上げます。まず、反対の理由でございます。一つ、コロナで景気が停滞、電気代も上がり、住民の暮らしが大変な中で町ができることは公共料金を引き下げて暮らしを応援すること、せめて所得制限を設けるなどして対応をするべき。一つ、まちづくりの在り方について、地方創生交付金ばかりでなく、環境問題と再生エネルギーを重視した予算に転換していくべきだ。一つ、保育園の在り方について、民設民営にするメリットが見えない中で進めるということは子育ての町南部町の根幹が揺らいでいる。保育士をきちんと配置できるようなまちづくりをしていくべき。一つ、公共交通政策について抜本的な取組を位置づけるべきである、このような意見がございました。

賛成の理由でございます。一つ、フルーツロード構想、これを契機としたまちづくりが、一歩踏み出したと思う。第一次産業に力を入れてこれを応援していくべきである。一つ、ローカル電子マネーについて、少子高齢化の中でいかにして町民を守っていくのかという姿勢が見える、こ

のような御意見がございました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第16号、令和5年度一般会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。今回、特に農業関係のほうに集中してちょっと述べさせていただきます。

今回の4年度の補正ですけれども、この中で多面的機能支払交付金事業、これが520万円の減額、それから南部町果樹生産振興事業、これが670万円の減額、それから新規就農総合支援事業、これが約340万円の減額、それから経営体育成支援事業、これが2,740万円の減額、これらの減額の理由はいろいろありますけれども、ほぼこれと同じ事業が今回の5年度の事業にそのまま盛り込まれています。経営体育成支援事業に関しては、就農が当初、1年を予定していたけれども、半年になった。それから、土地改良トラクターの導入を見送った、こういった理由などが上げられております。

今回、それと一方で、先ほどもありましたけれども、産地生産基盤パワーアップ事業、これが1,868万5,000円、がんばる地域プラン支援事業が1,099万円、それから農地耕作条件改善事業1億1,190万円、これは今回新たに盛り込まれたプランで、これのうちフルーツロード計画が一番多いわけですけれども、これは長期的なプランで、ぜひ成功させていただきたいし、ぜひお願いしたいとも思っていたプランです。

ただ、その前に一言言っておきたいのが、今回だけではありませんけれども、補助率が大体50%の場合、国が2分の1、県が2分の1、町が2分の1、もしくは県が2分の1、町が2分の1、あと国が丸々100%の補助、こういったパターンが多いわけですけれども、この県とか国が係ってきた場合の補助に対してこれが減額になってるっていうパターンが大変多いと私考えております。

私の知り合いで、10年以上前に広島から来られて、現在、伯耆町でイチゴ栽培をされてる方です。この方が言われるのが、自分が就農したとき、当時の補助事業は大変大きいものがあった、しかも何にでも使えた、さらには戻さなくてもよかった。自分が農業で、イチゴ農家で生計が立てられたのは当時のそういう補助があったから立てられたんだ。現在の補助では多分やっていけ

ないだろうっていうのがこの方の意見ですっていうか感想です。現在この出ていることに関しては県や国に対して現在の制約、これをもっと緩和していくべきではないか、このことを意見として反対の意見とさせていただきます。

それと、もう一本、今回大幅に減ったのが、汗かく農業者等支援事業2,558万円、それからスマート農業社会実装促進事業409万4,000円、このうち汗かく農業者等支援事業は、これは御存じのとおり新型コロナ感染の影響を受けて、それで始まった事業です。これ多くの方が大変喜ばれて活用された事業でした。1年で打ち切ったことは大変残念でなりません。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田光雄です。議案第16号、令和5年度南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

新年度予算では継続事業や新規事業はたくさんありますが、その中でも私が特に注目する事業が何点かありますが、その一部を述べさせていただきます。まずは、住民とつながる役場推進事業302万9,000円、通称テノヒラ役場ですが、これではスマートフォンなどを使ってLINEという機能を使い、各種申請やアンケート、また小・中学校の欠席連絡などができるようになり、特に町外等に仕事に行かれている方や子育てでなかなか役場に来られない方、また御高齢者の方にとっても活用の場面は多くなると思われます。

また、それに付随するような形ではあると思うんですが、住民票等の写しのコンビニ交付1,046万1,000円ですが、これは全国どこからでも時間等に関係なく住民票や印鑑登録証明をマイナンバーカードを使って取得できるサービスで、これもやはり住民の方々の利便性を向上させることができると期待できます。

そして、地域活性化ポイント導入事業3,978万6,000円では、町内で使用できる地域通貨を導入することによって町民はお得にお買物ができ、また町内消費の喚起にもつながると期待しております。

また、フルーツロード構想関連では複数事業がございますが、約1億円以上の予算を使い、南部町果樹生産の維持・向上を目指し、これからの南部町のさらなる魅力発信、地域活性化にも期待しています。

今年の1月の22日に、新☆青年団や高校生サークルの皆さんと語る会で感じたことは、皆さん将来の南部町についてしっかりとした意見や危機感を持っておられたことでした。子育て施策

や地域活性化など、これからの南部町を支えていただく若い世代の方が活躍でき、また使える仕組みというものを今からもつくっていかねばならないと考えます。福祉や介護にも直結することだと思しますので、大変重要なことだと思います。

今年度の事業ではまだ十分とは思いませんが、南部町を一步前進させる事業も予算化されている令和5年度南部町一般会計予算であると思しますので、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議案第16号、令和5年度南部町一般会計予算について、反対いたします。

2つ反対理由を言います。まず一つは、学校給食のことです。3月議会では私だけでなく同僚議員がやりましたけども、一貫して各議会、定例議会に学校給食の無償化、このことを要求して議論いたしました。しかし、なかなかそれが実現しておりません。

報道によりますと、2017年には全国で76自治体があったそうです。ところが、2022年の2月に全国では254自治体に広がっています。鳥取県もかなりの無償化、進んでおります。一つは、コロナに対する交付金も利用されたと思うんですけども、しかし、一旦やられた以上はこれを継続したいという声が上がっております。

南部町議会も議会として議員要望を毎年執行部のほうへ要求出します。今度の分でも出しました。学校給食を無償化ということで議会としての要求を出したのですが、残念ながらそれに対する答えは出ておりません。

今、子育ての状況は大変厳しいです。そういう中で、特に若年といいますが、子育ての人は若い方です。そういう中で負担を軽減すること、このことを力を入れること、これが一つのやはり少子化対策の大きな視点だと思います。この学校給食の無償化を新たな年度ではぜひその年度中に実施すること、このことを求めるものでありますし、そのことについてのまず1点、学校給食費の無償化、これが予算に具体的に上がっていない、このことが一つの理由です。

2つ目の理由は、私、2回ほど定例議会で質問いたしました。町道・林道の改修を進めること、特に林道もそうですけども、町道については本当に高齢化でなかなか手がいかない、そういう状況で進んでおりません。そういうことで昨年は2名のことの雇用だったんですけども、なかなか成り手がいない、募集はしても応募される方が少ないということで苦慮されていて、答弁の中でも、町長もやはりそろそろ考えるべきでないかということもあったんです。

今年の予算見ますと、やっぱり作業員を、2名分の予算が上がっております。前年度より若干

増えております。新年度の予算総額が775万1,000円上がっております。私は、雇用でやられるということ、それで応募の人があったら万々歳ですけども、しかし、非常に厳しい、雇用者がいないということ、応募者がいないということで苦慮されていることを、町長の答弁ありました。この際思い切って企業のほうへお願いしたらどうなのか。予算をつけて、もっと。やること、そのことで各集落の苦勞されていることを解決すること、このことをやるべきだということ、指摘して、今年度の当初予算については反対するものです。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。議案の第16号、令和5年度南部町一般会計予算に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今年度の一般会計予算は77億4,700万円で、昨年はコロナ対策等で国からや県や地方創生臨時交付金等の財源があった予算でありましたが、今年度は財源が不透明な現状でありながら、前年度予算を、1億1,000万を超える、増額した過去最大の予算でありました。町長のやる気がうかがえるところです。

執行部からの資料で、歳出目的別の歳出予算について賛成の立場で言いますと、衛生費を見るとコロナワクチン接種体制に3,300万円、先ほども言いましたが、国からの交付金が想定されない中で、町の一般財源での対応でありました。

次に、民生費については、新しく出産・子育て応援交付金、誕生祝い金も含めた事業、さらに乳児紙おむつ支援事業等、この紙おむつについては議会からの提案で年齢を少し延ばしていただきました。ということで、それぞれ子ども・子育て支援、南部町は手厚いと言ってもらっている以上の手厚さが、この予算の中で対応されていると思いました。この民生費は町全体の予算の31%をかけています。高齢者の方を含む住民の生活や安心・安全に予算が多く計上されているというふうに思っております。

また、農林水産業については、先ほど埒田議員のほうからもありました農地耕作条件改善事業1億1,100万円の予算が計上されております。これは一年中フルーツが楽しめる、フルーツ生産で活気あるまちづくりプランを持って、南部町の三崎、浅井、高姫、鶴田、田住等、町の特産である柿、梨、ブドウ、ブルーベリーを線をつなぎ、観光の誘致をするもの。さらに、樹園地の後継者に悩む生産者の方々の解決に担い手を募集し、育成支援や、さらに周辺整備を行うものです。正直なところ、やっと本格的に腰を上げていただいた、農業に力を入れていただいたというふうに喜んでおります。

さらに、商工費では、地域活性化ポイント導入事業で、南部町通貨的なポイントチャージをすることによって町内でのお買物ができる地域内経済循環を促す事業であるというふうに思います。

先ほど農業事業のことで加藤議員のほうから反対討論がありました。私たちは補正にしても、新年度にしても、執行部の皆さんから意見を聞いて、それに対して質疑をしながら予算判定をします。先ほどの反対討論については若干申し訳ないんですが、本当に執行部の予算を聞いてもらったのだろうか、それに対して質疑をされたんだろうかということも考えるところがありました。

亀尾議員の言われました学校給食費、これはやはり無償化ができればそれがいいとは思いますが、やはり国の施策がこれから出てきます。この後、南部町も国に対して給食の無償化というのを陳情で上げるようにしております。そういった意味も含めた前段として亀尾議員も言われたんだというふうに思っております。

それぞれ議員一人一人が意見を聞きながら対応した賛成と反対ということも、執行部の皆さんにも御理解をいただき、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第16号の令和5年度南部町一般会計予算に反対をいたします。

今回の予算は先ほど板井議員が述べた77億4,700万円で、前年対比103.8%、過去最高になっているわけですね。伸びているところ、心配されている地方交付税が前年対比104%、1億4,019万4,000円が増額されていると。この点から見ても、地方交付税の動向を見れば、地方交付税が少ないのでできる仕事がないということは、昨年度に比べてもないだろうというふうに考えます。

一方、コロナ等のこれまでの補助金がなくなったということもあるかもしれませんが、今回は最大の伸びを示しているのは、歳入では繰入金なんですよ、基金を繰り入れて。この基金の繰入れ、前年比1.5倍で7億671万8,000円。これを見る限り、私たちもあれやれこれやれと言っているんだけど、かなり繰入れをしながら、7億円の繰入れがなければ立たなかった予算であるということも認識しています。だとすれば、どこにお金を使って、どこの無駄を省いていくか、優先順位はどうかということをより吟味していかなければならない予算なんだろうというふうに痛感したわけです。

歳出のほうで見れば、一番の伸びが商工費の、先ほど言ったポイント導入事業ですよ。これ

がデジタル田園の交付金も使って3,976万円近くしています。これが成功するかどうかっていうのは、丁寧な仕組みの説明と住民との協力だというふうに考えています。これについては成功することを私たちも協力していきたいというふうに考えています。

あと、先ほどから出ている農林業では1億円以上の歳出となっています。フルーツロード構想ですね。10年間にわたってしていかなければ、今後2年や3年の支援ではなかなか行き届かないところ見れば、これは賛成する、反対する議員も含めて、より支援体制を町を挙げて取るべきだという点では一致する内容ではないかというふうに考えています。

あと、教育費では12%ぐらい伸びていますが、学校の体育のLED化とかホワイトボード、これも必要な内容だというふうに思っています。民生費も先ほど占めた、一番占めている中でも4.7%の増ですよ。

そこで、私はこの全体の中を見て、民生費関係と総務の関係で2点指摘しておきたいことは、民生費の中でも一番伸びてきているというのが自立支援介護給付事業なんですよ。本年度は前年比4,990万円の増で、3億9,588万3,000円に増えている。御存じのように自立支援介護給付事業というのは、自立支援の必要な障がい等の方々に対する事業であるから、これが伸びて必要であって、より豊かで過ごしやすいまちづくりにしていくということについてはもちろん反対することではないんです。

ただ、この令和2年から見た場合、令和2年、3年、4年、5年で見た場合、令和2年が2億7,462万円だったのが、令和5年で3億9,500万、約4億円ですよ。1億2,000万円以上の伸びがこの3年間で起こってるわけですよ。これについてはやはり、その4分の1が町から出すことになって、4分の1でしたね、たしか。出すことになっていますから、これはやはり丁寧な状況の把握と今後の計画が要ると思うんです。どういう、それで広く住民に理解してもらうためにも、共生のまちづくりについていえば、障がい者の方々が生き生きと暮らせるということは大変いいことだと思うんですけれども、そこに住民理解を得ていくという点でいえば、このお金の使い方もあるし、その分析と今後の計画ですよ、これはやはり住民に明らかにしないといけない内容だというし、このやはり伸びについての説明も今後要るというふうに考えています。やっぱりうちの南部町で最近の予算を見れば特徴的な内容だという点では、やはりその説明と今後の対応が要るなというふうに感じたことです。

それと、総務のケーブルテレビの施設管理で9,800万円、約1億円近く出ているんですね。これも古くなってきたから直すということなんですけども、若干議会側としては唐突なイメージ持ったのも事実です。今まで説明もなかったことと、こういうことは計画的に取り組むことでは

ないのかなと思ったことと、施設管理をしてあの建屋、あの構造物が、たくさん入れた機械がきちっと作動できるような仕組みになっているのかも含めて、どんな問題点があるのかと考えていかなければ、投資をしても問題点があるというようなことあるのではないかというところの説明がなかなか、こちらも十分求めなかったこともあるんですけども、この施設管理等については、こういうふうな多額のお金要するときは、やはり計画的に取り組んでいるという中で説明すべきではないかっていうことを指摘しておきたいというふうに思います。

それで、あれがいけん、これがいけんばかり言ったらいけんですけども、もうちょっと小さいことで先言わせてください。一つは、議会でやっぱり気になりましたのは、企画がやってるしごとマッチング事業ですね。これ確かに子育て中のお母さんとかに仕事が行き渡るっていいんですけど、人口1万ちょっとの町で、町もあって、いろんな組織がある中で、果たして2,523万円のお金をかけてするようなことなんだろうかと。地方創生の交付金が約半分あるとしても、この2,523万円を使っていることに対しての実績はどうだったのかっていうの、要るんじゃないかと思うんですよ。

それと、やはりこういうお金をかけないとできない内容なのかということがやはり疑問点として残っているので、その今後の在り方についても、今後は、今年は、本年度減る予定だったって説明あったんですよ。今までの継承者が辞めてしまったので、また同じように要るっていうんですけども、そんなにこのしごとマッチングで専門的な仕事、なければできないのかということについても私は疑問持っているわけです。

このことについても精査していただきたいと思うのと、宅地開発1,000万、これもずっと上がってるんですけど、何回も議会からも意見が出てるんですけども、見直されないんですよ。何に執着しているのかってよく分からないんですけども、4件を条件にして、4件分を宅地開発する業者って決めているからできないのか。これ何年間も上がったまま予算が消化されていないということはやはり問題があるという点から、見直しをすべきだというふうに考えています。

それから、小さい話のところでは、緊急通報ネットワーク事業で、町では今後約20人に対してひとり暮らしの高齢者を対象に緊急通報の機器を置くっていうことなんですよ。買うときは所得制限があって、基準もあるんですけども、使うときは1か月当たり1,320円の使用料取っているんです、使おうが使わまいが。これはもう何年も前から言ってるんですが、20人に総額1か月で1,320円払って、20人で約30万ちょっとあれば実施できることなんですよ。

片やよそから来られる人のために家を100万、200万直して、公費を出して、今後改修できるという下で使うということの反面、この町でずっと税金払ってきて暮らしてきて、ひとり暮らし

しになった高齢者に対して緊急通報ネットワークするのに、使うのに、使っても使わんかって1か月1,320円って酷ですよ。

議会の委員会ではせめて所得制限を設けるかして対応すべきだっていうことも意見出させてもらいましたが、私は、これは全額町がやるべきだと毎年指摘している。何ら変えないということは町長に伝わっていないのか。そんなことないですよ、私たち毎回予算要求もしている。本当に住民の暮らしを考えているのかという点では、真剣に考えていただきたいという点を指摘して、私たちは予算については、今年度の予算は物価高、とりわけ電気代が高い、年金が下がる一方だという中では、あらゆる努力をして公共料金を下げる予算にすべきだということを言っています。

具体的に言えば、特別会計等に、大変ですけども一般会計から繰出し等も行いながら公共料金を下げるべきだ。住民が、電気代が高いといっても電気代の補助するってなかなか難しい、制度的には。電気代下げることが難しい。しかし、これはこの3月にまた上がると言われている段階で何らかの形を取るとすれば、町が責任持って集めてる公共料金下げることが一番の仕事ではないかと思うんです。そういうことをしていただきたい。

第2点目には、今、全国的にはこの物価高と、高騰と同じように、苦しみの原因の一つに賃金が上がらないという構造があるのと、派遣等で非正規の職員が多いことが指摘されています。自治体職場でもこういうふうには、いわゆる非正規の方が多いいということが指摘され、その改善も求められており、少なからず会計年度任用職員の制度も格差を埋めるために今回も条例で上がっていましたが、そういう動きはあるにしても、現在うちの町では正規職員136に対して、会計年度のフルタイムの職員が67人、パートの会計年度が148人います。言ってみれば3分の1が会計年度のフルタイムの職員で構成されている。その67人の約半数に当たる32人が保育園、小・中学校、図書館のほぼ女性で占められている。

指摘したいのは、保育園、小・中学校、図書館で働いてる方は、それなりに学校の事務の方もいらっしゃるんですけども、あとは保育士の資格、学校の教員の資格、図書館司書の資格、これらを持っている方々が会計年度任用職員で何十年も働かされている。これは即刻改善すべきだというふうに考えます。なぜならば保育園は保育士資格のいる方がいないと運営できません。小・中学校の支援に入る方々も教師の資格がないと子供に当たれません。図書館も図書館司書じゃないと住民にサービスを提供することはできないと思うんです。これは通常の業務に当たることであり、決して会計年度のフルタイムで対応することではない。こういうことを考えれば、年次的な採用計画、とりわけ専門性を伴うものについては年次的な採用計画を立て、年齢制限を設けずにこれまでの会計年度任用職員も対象にした正規雇用に向けて足を踏み出すべきではないか。

このことが自分とこの町だけでできないというのであれば、西部の市町村長で話し合っていたきたい。そのことが地域活性化にもつながり、若者が、若い女性が南部町に住み続けることの要因にもなるというふうに考えます。

2点目には、保育の民営化を、民間移管をやめるべきだという意見です。今回、サービス化についていえば、財政的なことと民間に行ったらサービスの向上がなり、職員の雇用も安定すると言いました。サービスを受ける保護者側から見れば、今回も、令和5年度も民間の民営化している両園についてはゼロ歳児を保育することができない状況が今回も続いているのです。住民から見れば休日・夜間サービス等が欲しいという意見があります。過去十数年間、民間移管、民営化した保育所の中でどれだけ公立と違うサービスができたか。早朝保育ですよ。これだけなんです。大本は町であろうと、民間であろうと、保育士がいないという問題があります。だとすれば、保育士の抜本的な改善対策を取って、これを確保することが一番だというふうに考えます。決して、民間移管して保育士の充当ができるとか、サービスがよくなるということはないということは、ここ十数年間で痛感していることです。

それと、財政的に民間が建てたほうが有利だというのですが、これはもう議会の資料の中でも明らかになっていることです。年間僅か50万、15年間で。それだけのために町の保育園をやめようとするような計画が安易にできるのか、こういうことについては真剣に考えるべきだというふうに考えます。

加えて、私は、この無理筋の民間移管への取組ですから、やはり綻びが出てきているのは、この用地選定について出てきていると考えています。先ほども補正予算でも言いましたが、町長は、一般質問では対象となる民間の方とは話し合ったことがないと言いますが、これは町長の今回の答弁でも、課の聞き取りも、公ではないけれども、情報は提供しているということです。このことが果たして、今後民間移管していこうとするものに対しての在り方が、これが住民に対して公平で公正だと言えるのか。私はここも検証しないとイケないというふうに思っています。今の段階で住民の声を聴いたともいえないこの内容については、私は決して強行すべきではないということをおきたいと思えます。

3つ目には、先ほどできました農業についての動きとともにこの町が活性化するには、外から来る人がお金を落としてくれるとか、外の人に頼るのではなく、今この町に住む方々が、この町の自然や環境を生かした中で、どのような産業を興せるかというところを追求していくべきではないでしょうか。私はそういうところを企画の仕事として大きく位置づけてほしいなというふうに考えています。具体的には、第一次産業の育成に農林業、これは今、今後話題になってくるで

あろう再エネでのまちおこしということに柱を加えてほしい。

この中で、林業の問題と同時に、今回も国連が発表しました、温室効果ガスがこれでは、今のままではいけないよと。35年までに19年対比で、排出量を60%削減せんといけんと。それにもういや応でも向かっていかなければいけないときに市町村のすべきことは、このような再エネを動かしながらそこで雇用と自然を守っていくには、私は南部町の地理的条件、自然条件が最適だというふうに考えています。そういう点では、そういう専門家を呼んでいろんな勉強していただきたいし、そういう方向で雇用と活性化を図っていくという大きな柱を立てていただきたいということです。

その中には、西部広域で今回3,000万近くの前年比が増えているごみの収集の、ごみの関係の問題です。広域化すればするほどお金がかかる、減量化にも反してくる。そういう意味でいえば、この減量化をすることは温室効果ガスの排出のことを考えても町の責任であると思います。このことも町の雇用につながるような在り方で減量化をし、ごみを処理していく方法を他町村では全国で行っているところがあります。そういうところも一緒にやっていただきたい。

次の柱立てるのは、企画ばかりで申し訳ないんですけども、公共交通をどうするかという柱をもっと強く町全体の柱とすべきではないかという点です。聞き取りの中では、担当課がいろいろ努力されながら一つ一つ前進しているという姿には、議会としてもしっかりと聞き取っています。でも、これは一課の問題だけではなくて、町全体が公共交通の策定委員会で、よその業者や、連れてくるのもいいんですけども、町内でもっとどういう問題があるのかをしていながら、町の太い柱として公共交通を位置づけて、それもこの町で産業となるような、雇用ができるような仕組みをつくっていくというところに町は軸足を置くべきではないでしょうか。

ということは、一つには、福祉を充実するという点から会計年度職員と女性の職員の待遇改善を図ること、それから農林業に軸足を置いた産業を興してCO₂の排出削減をしていくようなまちづくりをしていくこと、公共交通でこの町のどこに住んでもみんなが住み続けられる町をつくること、このような3本柱をしっかりと支えていくようなまちづくりをしてほしい。そのためには地方創生交付金、デジ田に頼るといっては少々また道を遠回りするのではないかとこのように考えています。町独自で使えるお金は限られていると思いますが、住民の声を聴きながらそういう方向にかじを取る予算にしていただきたいと訴えまして、反対討論とします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。この令和5年度の一般会計予算については、

賛成の立場から討論させていただきます。

真壁議員が語る言われまして、前半の話をお聞きしましたら、今回は、当初予算賛成かなと思っておりましたが、中身の半分以下については聞き取りの中で問題点を語る言われました。これは担当課も聞いておられますので、できることはしていただきたいし、また、それこそ全部したらこの予算で足るかなってという感じもいたします。

今回の令和5年度の当初予算77億4,700万、前年度が74億6,300万で、2億8,400万も増えてます。3.8%も増えました。それで、もうこれで大丈夫かと思ってましたら、一番心配したのが、今、真壁議員の言われた繰入金が7億から入ってる。それで、心配したのが基金なんです。基金の残高がこのまま予算を執行されれば、基金が、令和4年度が31億2,700万なのが24億8,900万にまで下がります。別に基金があって住民の生活が活性化し、よくなれば別に問題ないですが、今後の執行部のこの予算について十分精査し、頑張っておられるし、成果を上げてこの基金が、また繰入金に戻るように頑張りたいと思っております。

今回の当初予算、特徴的に言いますと、見ましたら、町長言われました執行部もみんなよう頑張っておられまして、まず第一に第一次産業と第二次産業、第三次産業等に力を入れておられました。具体的には、塚田議員とか板井議員とか皆さんが言われた中ですが、その中でも我が町でこれから少子高齢化の中でどうして地域の生活を、地域の住民守るかというので、デジタル化がほんに、本庁にいろんな手続をしてくるのもいいですけども、テノヒラ役場といってスマホで、LINEで、コンビニ等で手続ができるような制度を今回は政策としてされました。僅かのお金ですけども、これができればそれで一步前進。また高齢者等も、この高齢者がスマホを使いやすいように皆さんほんに、職員が出かけて高齢者のスマホ教室をされながら便利にされておられます。これがもっともとうまくいけばよくなると思いますし、それを活用した商工費で、中で地域活性化ポイント導入事業でローカル電子マネー、この1人ずつに2,000円の付与して、このマネーに。地域で活性化されるようにシステムをつくられる、これも一つの大きなポイントじゃないかなと思っております。これはただ使うじゃなしに、今度いろんな政策で、町が行う政策、地域振興協議会が行う政策等に参加されればそこにポイントがつくと。このポイントも還元できるようなシステムになっておるようでして、これはもっとも今度は地域力と住民力がパワーアップされるんじゃないかなと期待しております。

今回の予算の中でも特に、第一次産業の農業、林業、特に農業ですが、初めて1億円を越す予算をつけられました。議会も視察行ってまいりました。フルーツロード構想、一番最初にこれを

一般質問で米澤議員が言われまして、これが一応形にできました。旧会見でこのフルーツ、これを生かしたまちづくりをしようというので具体的に予算がつきまして、まずハード面からこれが1億2,000万ぐらいですか、ついておりますが、全て。これを活用した、まず今年はハードでいいです。次はこれを活用した取組を、1年、2年でできるもんじゃないと思いますが、10年、20年を見据えた、これができるような体制を、これを一步として取り上げていただきたいと思えます。

今回の予算でも、教育にも力入れておられました。その前に子育てにも力入れておられます。これは補正予算からありましたけど、出産・子育て応援交付金で1人たしか10万円でしたね、10万円出ます。これも補正予算からの続きで、これも今回もやると。

もう一つは、乳児の紙おむつ支援事業で1人5,000円でしたね。新生児に5,000円、1年間出しますという事業で、やっぱり子育てにも力入れておるなというように今回の予算は感じさせていただきました。

それと、もう一つは、総務課で大きな9,800万、約1億の予算がついております。これはCATVの設備等がありますが、主なのはうちのこのSANチャンネル、この機械がもうめちゃくちゃ古くて代替がないという中で、今後いろいろな風水害とかいろいろな防災・減災の中でも、このSANチャンネルを生かすためにも、これは大事な予算でございますので、もしも、遅かったかな、もうちょっと早く欲しかったですねという感じいたしました。

あとは、やっぱり教育も力入れておられました。黒板が白板になる。いいことですし、体育館をLED化すると。

それで、私たち議会も高校生サークル、青年団と年に1回ぐらい話合いをして対応はしておりますが、その青年団、高校生サークルに人材をそこに1人つけて後押しして、ますますもうパワーアップするということで、初めてですが、地域おこし協力隊をそこに入れると。これは最初びっくりして、何で教育委員会が地域おこし協力隊かなと思ってましたが、そういう意図があるということですので、これを活性化してますます若者の地域おこし、青年団、高校生サークルがもう一回り二回りパワーアップできることを期待した予算だと思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

あとは、この今回の予算、本当に農業、また子育て、商工業、SANチャンネル、もちろん福祉もですが、今度まだコロナ対策もあります。それと、教育にも力入れた満遍なくいい予算立てられておられますので、必ずきちっとした実行されまして、できましたなら77億余のお金を使いますので、これが元に戻るような、またいろんなことを頑張ってください、最少の予算で最

大公約ができる、効果ができることを皆さん方が力合わせて今回の予算は執行していただきたいことを思いまして、今回の当初予算、賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号、令和5年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を行います。再開は11時10分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第19 議案第17号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第17号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第17号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算について審査いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しました。

御意見ございますので、御披露いたします。まず、反対の理由でございます。公共料金の引下げを求めており、国民健康保険税についても引下げを求め、反対する。

賛成の御意見です。当初予算については保険税を決定するものではなく、今後の運営協議会で決定していくこと。保険税を下げろということは分かるが、今置かれた状況の中でなるべく上げないように頑張らないといけないと思う、賛成するもの。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第17号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。反対の理由は、先ほど言った引下げを求めています。

今回の令和5年度の国保会計は歳入歳出とも14億1,070万円で、前年比1億1,400万円の増です。これは保険給付費が1億870万ほど増えて10億9,392万になったということで、給付費の増による会計全体の増だというふうに考えます。いわゆる保険給付費が1億幾ら増えてきている。これは3年間の平均を取ったというんですけども、その一方で保険税は対象者が減のこともあり、1,156万円ほど下がってきているわけです。

県に納める納付金も1億8,278万で、221万円ほど減っている。今の県に一本化された中で、納付金という形で県に納めるお金ですよ、これも減ってきてるんですけども、こういうふうに給付費が増えながら納付金が減るということは、来年度、再来年度、この納付金等についても、いわゆる給付費増の影響が出てくるのかなと思えば大変厳しい内容になってくるだろうということは私たちも想像できるわけです。

しかし、何回も指摘するように、国保税というのはそもそもほかの保険に入られない方々が最終的にセーフティーネットとして入られる制度です。そこで言えば、どうしても昔は自営業者等が多かったんですけども、所得の少ない人が、仕事のない人たちが入ってくるようになる構造的な問題が起こっているということは町長も認めているところで、この構造を根本的に変えなければ具体的な解決策にならないということ私たちも承知をしているところですが、何回も言いますが、今の住民の状況から見てやっぱり国保税は高いというのは具体的な事実だというふうに考えます。

今回の予算見てたら、いわゆる出産育児一時金については42万を50万に上げた、これは国の制度で上げることになりましたから、このことについてはよいことだと思っています。

具体的には、具体的な反対項目としては、葬祭費の給付費が2万円ってあるんですけども、これも聞き取りの中で、他町については3万等払っているところがあり、2万円というのは一番低い金額だ。とはいいながら、一番低いといながら、市町村では一番多いのが2万円です。これを、昨今の町内での葬祭の在り方を見れば、以前のような家で行っていたことを考えれば、葬祭会館利用することにより葬祭費用っていうのがかさんできているところから見れば、この2万円は引き上げるべきだというふうに考えます。これを言ったときに、県で考えているというんですけども、町は先んじてでもこの2万円を3万等ないしはもう少し上げることを考えるべきだと思います。

この案については、国保に賛成討論としては、今のところは組み立てただけで、これで運協を

開かないと分からないというんですが、これ見ても分かるようにほぼ前年並みで、何ら軽減策が新たに取られていないところから私たちは反対するわけです。ただ、委員会で、賛成討論でもあったように、引き上げることはないだろうということですよね。少なくともここは一致しているということを執行部に伝えて、引き上げないと同時に引下げを求めて反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 賛成の立場で討論させていただきます。国保のところでは。

先ほど真壁議員からも御指摘あったように、給付費が増加している、そして構造的な問題もあるということは御理解いただけていると思います。そして、葬祭費について、ここは私ももう少し熟考する必要があるというふうに執行部のほうに申しおいておきたいと思います。

以前よりこの国保には様々な課題があることが指摘されております。会社員や公務員が加盟する、いわゆる被用者保険と比べて保険給付費は格段に多くなっております。国からの国費、いわゆる相応のてこ入れがあるとはいえ、自営業、フリーランスよりも高齢者が多く占めている構造は、国保は高いと言われる主な要因となっております。さらに、近年のコロナによる収入減により一段と厳しさを増し、国保の不安定化の一因にもなっていることを承知しております。

一方で、コロナによる一定の収入の減少が認められた場合、保険料の減免や徴収猶予などの措置がつくられてきました。また、従来から急激な収入減に対応する減免措置、いわゆる7割、5割、2割減免なども講じられております。

しかしながら、国保は先ほどからも述べておりますように、被保険者の多くが高齢者で占めておりますし、また、年金生活者が多く占めている構造となっております。仮に保険料を下げた場合、膨れ上がる医療費を十分にカバーできるとはとても思えません。

以上のことから、国保は高いというテーマにおいて、後期高齢者医療制度も同じことが言えますが、予防に力を入れ、病気になりにくい体づくり、健康づくりに力を入れていくことが何よりも優先だということを御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 18 号

○議長（景山 浩君） 日程第 20、議案第 18 号、令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第 18 号、令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について審査いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しました。

反対意見、賛成意見ございましたので、御紹介いたします。まず、反対理由でございます。健康保険を年齢によって後期高齢者などと分けることは差別に値する。後期高齢者は年金生活者であり、年金は下がり、負担は増えるという厳しい状況。マイナンバーカードの所持により窓口で差別をするなどともないことである。

賛成の意見です。後期高齢者制度については以前から認知をされている。低所得対策として 7 割、5 割、2 割軽減制度が充実している。今後の負担増については精査すべき問題とは思いますが、予算の中身については問題ないので、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾共三でございます。議案第 18 号、令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計の予算に反対するものであります。

先ほど委員長の報告にありましたけども、私も後期高齢者医療保険についての問題点も重複いたしますが、述べたいと思います。

2008 年から始まった制度ですが、年齢で区切り、高齢者を差別する、別枠にする、このようなことは許されない問題ではないでしょうか。これは人権に関わる問題だと私は思います。そして、負担増ということになりますけども、差別によって医療費を区別する、いわゆる一般の国民健康保険から離して別に高齢者を分けるという、重複しますけど、そのようなことをやってはいけないという具合に思います。

さて、6 回にわたって保険料の値上げがされました。物価が上がる中、年金の支給はだんだん

下がっていく、こういう状況であります。本当に高齢者というのは、じゃあ別に手だてでそれを補うかということになりますと、高齢になりますと体も思うように動かない。先ほどあった、言われましたけれども、確かに国保の賛成者の、話してもらったですけども、病気になりたくないから何とかして健康を保ちたい、それは皆さんも共通しております。私自身も該当者ですが、そういう具合に思っております。特にそういう中で本当に暮らしが大変。そういう中、何としても保険料が上がるということについては、非常に痛いところであります。

付け加えますが、マイナンバーカードを持たない者は窓口の負担を増やすということをやられるということです。私は、お年寄りには特にマイナンバーカードの普及率が少ない、このように聞いております。そういう中で一つは、高齢者については管理が非常に難しい面もあります。誤ってなくした、そのようなことがあると思います。そういうことでマイナンバーカードと結びつけるなんてとんでもないことだと思えます。私はこのようなことはすべきでないことも付け加えて言います。

そして、後期高齢者保険は、今さら国保会計のほうに戻せというのは無理があるということは十分承知しておりますが、しかし、年齢によって分けるようなこと、そのことはやってはいけないということを主張して、反対するものであります。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 亀尾議員御自身も被保険者だということですが、例えば現役の私は窓口で3割負担しますし、前期高齢者の方は2割、後期高齢の方は原則1割となっております。いい制度だと思いますけどね、私は。

後期高齢者医療制度ですけども、約5割が公費から負担されて支出されておりますし、約4割が現役の、現役世代が負担しております。つまり75歳以上のおじいちゃん、おばあちゃんの負担は原則1割となっております。高齢により通院、入院などが増えることを前提にした窓口負担を軽減する制度となっているわけです。

しかし、今後、団塊の世代が後期高齢に移行した際の予測では、令和7年度では令和3年と比べ、被保険者は300万人増加する。現役世代の負担は1兆3,000億円増加の8兆円台を超えてくるとしています。このような背景から、全ての世代が安心して医療を受けられる社会を維持していくために、一定以上の所得がある方には申し訳ないが2割、現役並みの所得がある方には3割の窓口負担をお願いをするものであります。

100歳時代と言われる今日、国民全体の医療費4.2兆円に対し、後期高齢の医療費は令和4

年度予算ベースですけれども、18.4兆円、つまり3分の1以上を占めております。少子高齢化社会の中で、全世代で支えていかなくてはいけない、そのための医療制度だということを御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号

○議長（景山 浩君） 日程第21、議案第19号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第19号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号

○議長（景山 浩君） 日程第22、議案第20号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会

計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第20号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しております。

御意見ございましたので、御紹介をいたします。まず、反対の理由でございます。公共料金の一部と考えている。このような経済状態の中、公共料金に値するものは引き下げるべきであるという、その立場から反対する。

賛成の御意見です。一般会計からの繰入れ状況を見るととても厳しい会計状況にあり、料金引下げという状況にはならないと思う。公共料金引下げの気持ちも分かるが、そういう状況にはないし、頑張ってもらいたいので、賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。（サイレン吹鳴）議案第20号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど委員長のほうから話がありましており、この後に出てくる22号議案、これは公共下水道とあり、農業排水事業は公共料金の一部と考えております。今回、現在のよう物価高騰の中では公共料金は引き下げるべきであると考え、これがまず1点。

それと、もう一点は、減免政策を講じるべきだという点です。今回、新事業として乳児紙おむつ支援事業が出てきましたが、紙おむつを利用している乳児に関しては、この下水事業からはカウントするべきではない、このことを申し上げて反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三嶋義文君。

○議員（8番 三嶋 義文君） 8番、三嶋でございます。議案第20号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算に賛成いたします。

この会計予算は収入支出の差額分、いわゆる赤字部分を一般会計から繰り入れて収支バランス

を取っている特別会計であります。予算を見ますとこの繰入金がいよいよ大台の1億円を突破して、令和5年度では1億589万円の繰入れとなっています。全体の予算が2億1,340万円ですので、ちょうど半分の繰入れとなっています。こうした繰入れがないと維持できない厳しい会計であることを申し上げておきます。

支出で見ますと、電気代の高騰に大きな影響を受けながら、施設の維持・延命化を図って頑張っていることが分かります。こうした努力が見られる令和5年度の会計予算となっていますので、賛成をしたいと思います。

先ほど来、公共料金として使用料の減免をするようにということをおっしゃってありますが、そういう状況ではないということをお断りしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号

○議長（景山 浩君） 日程第23、議案第21号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第21号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について審査した結果、賛成多数により可決すべきと決しました。

反対、賛成御意見ございましたので、御紹介いたします。まず、反対の御意見です。これも下水関係の公共料金の一部と考えている。現在の経済状態から考えると公共料金としての意味合いが大きいので、引き下げるべきとして反対する。

賛成の御意見です。この会計も一般会計から繰り入れて運営している会計である。浄化槽を設置しているエリアは高齢化が進んでいるが、町は設置されている方を探して事業を着実に進捗されているので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第21号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど述べましたとおり、1点目は、下水道は公共料金とほぼ同じものであり、こういった経済状態の中では公共料金としての意味が深いので下げるべきである、このことが1点。

それと、もう一点も先ほど述べましたとおり、減免策を講じるべきである。これは今回、紙おむつの支援事業ができたわけですが、やはり紙おむつを利用している乳児は、これは下水会計のほうの人数には数えないで減免するべきだ、この点が2点目。

それと、公営企業会計適用債は5年度が限度だったと思います。今回、公営企業会計にも、一般会計からの繰入れはやめないというふうに執行部から説明を受けております。このことをぜひ守っていただきたいということを述べて、反対の意見とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三嶋義文君。

○議員（8番 三嶋 義文君） 8番、三嶋でございます。議案第21号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に賛成いたします。

この特別会計は、中山間地域の水洗化について各家庭に浄化槽を設置していく会計です。この会計も収入と支出の差額、赤字分を一般会計からの繰入金によって収支バランスを保っております。繰入金は令和5年度の予算を見ますと3,880万9,000円となっています。こういう繰入金を得ないと維持できないこの会計も厳しい会計であります。

令和5年度の予算では浄化槽3基の新設計画でありまして、設置累計は572基となっております。近年、中山間地域は高齢化が進みまして、もう自分は高齢だし、独りだし、もう水洗化はいいわというようなお方が増えてきております。こういったところで新規設置は頭打ちになってきていると思っておりますが、毎年3基の新設実施をして事業進捗を図っておられます。水洗化率は75.5%まで上がるということになっております。こういった努力を実感しておりますので、今後の事業推進に期待して賛成したいと思います。

公営企業会計一部適用になっても繰入金はあるというふうに話をもらっておりますけれども、何でもかんでもどんどん増やしていいというもんでもありませんので、その辺は御理解いただき

たいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号

○議長（景山 浩君） 日程第24、議案第22号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第22号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算について審査いたしました結果、賛成多数により可決すべきと決しました。

反対、賛成御意見ありましたので、御紹介します。まず、反対の御意見です。これも公共料金の意味合いが含まれる事業であり、現在の経済状況の中では、これは引き下げるべきという意見で反対する。

賛成の御意見です。料金を引き下げて経営悪化したので、また引き上げさせてくださいということにはならない。今の厳しい状況の中、料金体系を維持しなければならないし、公営企業に移行していく中で料金を引き下げるということは経営のことを考えたらできないと思うので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第22号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどからずっと述べておりますけれども、下水事業は公共であり、公共料金の一部だと考え

ております。その立場から、現在の経済状況の中では公共料金は下げるべきだと考え、反対の意見とさせていただきます。

それと、これも何度も言うておりますけれども、減免政策を講じるべきだと思います。今回、乳児の紙おむつ支援事業ができました。紙おむつを使用している乳児というのは、基本的には下水道は使いません。乳児の分に関しては頭数から外すべきだというふうに考えております。以上、反対の意見とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨でございます。議案第22号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算に賛成いたします。

私ももちろんその使用料金は安いほうがいいとは思っておりますけれども、中身を見ますとなかなかそういうわけにもいかないですし、処理場とか施設を持っているところはもろに電気代などが影響してきております。この特別会計も収入と支出の差額分、赤字分を7,868万6,000円、これを一般会計から繰入れを受けて収支バランスを取っているやっぱり厳しい会計であります。

予算の中身としましては、処理場等の電気代が高騰する中、大きな影響を受けております。維持費が増額となっております。特に処理場の機械、器具にも老朽化が進みまして、修繕料が去年で見ますと倍増となっております。前年度が660万だったのが5年度は1,280万と、倍となっております。さらに今後は管路の老朽化も進み、改修が必要になってくると思われませんが、施設の長寿命化とか努めながら頑張ってくださいことに期待して、賛成したいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号

○議長（景山 浩君） 日程第25、議案第23号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第23号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきとしました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第23号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号

○議長（景山 浩君） 日程第26、議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算について審査いたしました結果、賛成多数にて可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見ございましたので、御紹介します。反対の理由でございます。令和4年度では基本料金の補助があり、町民からは大変助かったと聞いている。基本料金の補助がなくなったこと及び太陽光発電事業からの繰入れを意見として反対する。

賛成の御意見です。基本料金の減免制度がなくなるタイミングは悪いと思うが、管路改修などのハード整備がどんどん増えてくるのでやむを得ない。頑張っていたきたいので賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど委員長から報告がありましたとおり、4年度は基本料金の減免措置がありましたが、5年度からは基本料金の減免措置がなくなりました。これ多くの人から基本料金が減免になって助かっているっていう声を聞いております。

また、今回なくなった理由としては新型コロナ対策、これの国から回ってくるお金がなくなっただけということでしたけれども、今の経済状態では物価高騰対策としての基本料金の減免が必要であるというふうに考えております。

それから、太陽光発電特別会計から繰入れをすることによって使用料を下げるべきだ、このことも何度か言わせていただいております。

それと、最後に、これも時々発言しておりますけれども、地方公営企業会計法では、本来の目的は、公共の福祉の増進に資するよう運営されなければならない。この一文を述べて反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算に賛成するものです。

令和5年度の予算書を見ますと、収益的収支では給水収益が1億8,000万余り、ここ近年アパート建設が進んでおりまして、少し収入が増加しております。しかし、支出の動力費の経費が燃料費の高騰によりかなり増額となっています。経常経費を圧迫している状況です。

また、資本的収支では建設改良費に5,000万余りを計上しています。これは令和5年度から東西町地域の老朽水道管路の布設替え、更新工事を開始するためのものがございます。年間5,000万円程度の予算で、工事の完成まで10年かかる予定です。本来はもっと早く完成したいところですが、配水池等の緊急修繕も発生することもあるでしょう。今の水道料金を維持した上で事業を進めていくためには、10年ということはやむを得ない状況でございます。

水道事業会計は公営企業会計です。水道の使用料で会計を維持しなければなりません。今の水

水道料金を下げることは大変難しいことであると考えます。とにかくできるだけ今の水道料金体系を維持して値上げをしないことが重要だと考えます。誰もが安い公共料金が、水道料金がよいに決まっています。しかし、水道事業を継続維持していくためには、現在の水道料金は適正であると考えます。

以上から、議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算に賛成するものです。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第24号の令和5年度南部町水道事業会計予算に反対します。反対する理由は、昨年行った基本料金を減免するという制度を令和5年度にも継続すべきだという意見です。

水道料金は、私は、人口1万ちょっとの町で旧西伯側がなかなか、水源がなかった中で大きな工事をしながら、今、使用料として1億8,700万円近くを水道料金として住民からしてるわけですよね。私は、一般財源からの持ち出しなく小さな町がこの金額で済んでいるのは、いわゆる会見と西伯を連結するときに合併特例債を使ってこの上に跳ね返させなかったわけですよね。そういう工夫もされてこの水道料金というのが決められてきていると思うんですよ。

先ほど来、公営企業会計は賄うのが、この中でやっていくのが筋だというんですけども、先ほどの3つの議案であった下水道料金なんかは3つ合わせても使用料が1億6,000万に対して、一般財源は2億2,300万円つぎ込んでいるんですよ。そういう意味でいえば、返済のこともあってかなり下水のほうなんかは厳しいだろうなというふうに思っているわけですよね。ただ、私たちがどうして水道料金の引下げを願うかという、実際コロナのお金を使おうが何を使おうが、町のお金で基本料金を下げてきたっていうのは、コロナの影響と住民の暮らしを応援するということがあったと思うんですよ。

一つの判断は、町がこのコロナのお金がなくなったからといって簡単に切っておられるというのが今の現状だと思うんですけども、住民の暮らしを見た場合、言ってみればコロナの時期に比べてより一層深刻になってるんじゃないかっていうのは、これ一致できるんじゃないかなと思うんですよ、電気代の高騰や賃金が上がらないことをした場合にね。

かなり苦しい判断をしたのかしなかったのか知りませんが、そういう意味でいえば、令和4年度のを、あらゆる努力をして基本料金を据え置くということはやっていくべきじゃなかったかと思うんですよ。住民にしてみたら、元に戻しただけやといいますが、前年度の後半に比べて上がることになるわけですからね。

それで、要は上水道の1億8,700万のうち、4分の1ぐらいを補助出して基本料金下げとったわけですね、約4,000万から5,000万、ですね。このお金つくれないかといったら、つくれないことないと思うんですよ。景気が上向いてきたり所得が上がったときはまた考えたらいいかもしれませんが、この時期に今までやとったことをやらないというのは、これ住民から見ても大変町に対して厳しい評価が出てくると私は考えています。加藤議員も指摘したようにどこから金持ってくるかといったら、水道は下水と違ってほぼ全世帯に行き渡ってる一番公平なところ、全世帯に行くわけですね。

太陽光の事業が年間7,000万から8,000万利益を上げてるわけですよ。これも町が温泉掘削のときに5,000万使うのに、まちづくり事業に使えるっていう変更したわけですね。だとすれば、仮に全部使えなかったとしてもそのうちの半分でも水道料金に充てて、それを引き下げるってことすれば私は理屈が立つし、住民が納得することやと思うんです。

今までもだんだんエナジーの出資するのに、何かややこしいやり方して、町ではできないからといって水道会計から出したことにして、その剰余金は水道会計に入って、特別会計に入ってきて、それで水道料金の負担軽減につなげていくんだってというようなこと説明なさったわけですね。実際はだんだんエナジーの収益は会社自体が、収益が上がっていないから入ってきていない現状があるわけですね。ということは、町も何らかの形で水道料金を抑えようという努力しているということですから、今回も引き続いてそのお金を工面して、私は基本料金を据え置くことをやっていくべきだと。今回は住民から見たら実質値上げにふさわしいやり方なんだと、こういうこと避けるべきだということ指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。ちょっと声がかすんでおりますので、御承知いただきたいと思います。

水道会計が厳しいというのは、人口が減っていく中で、また節水型の機器によって給水量はどんどん減ってきているという状況の中で、水道使用量が減ってきているということでございます。ただ、特に今年度からはアパート建築ということにあって収益が幾らか増加しておりますけれども、全体的に厳しい状況は生んでいるという状況になります。

そういう中での予算ですけれども、水道事業は公営企業法でいっておりますように、独立採算で運営している状況でございます。その公営企業法の中では繰入れ基準が規定されており、幾ら

でも一般会計から繰り入れるということにはなっておりません。4年度はコロナ対策として特別に水道基本料の減免を令和4年度7月から令和5年3月まで行っていましたが、5年度はこれではございませんので、元の基本料に戻しておる次第でございます。

今までのように基本料金の減免を続けるべきとの御指摘はございますけれども、燃料費高騰等による動力費や材料費等の価格上昇にも修繕費が増加していく中で、職員も頑張ってお金を稼いでいるので、私は御理解していただきたいなと思います。

今までは、円山地区の老朽管路の更新が終わり、5年度からは東西町の老朽管路更新事業に取りかかるために毎年5,000万円の事業予算を計上して、10年間の長期計画を考えながら事業計画の実施がされております。そのようなことから、議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算については、賛成するものといたします。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第27 議案第25号

○議長（景山 浩君） 日程第27、議案第25号、令和5年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長束博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長束 博信君） 予算決算常任委員長、長束です。議案第25号、令和5年度南部町病院事業会計予算について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第25号、令和5年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号

○議長（景山 浩君） 日程第28、議案第26号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長です。議案第26号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算について審査いたしました。

その結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第26号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第27号

○議長（景山 浩君） 日程第 29、議案第 27号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 27号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 27号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 28号

○議長（景山 浩君） 日程第 30、議案第 28号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、長東博信君。

○予算決算常任委員会委員長（長東 博信君） 予算決算常任委員長、長東です。議案第 28号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について審査いたしました結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第28号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31 陳情第1号

○議長（景山 浩君） 日程第31、陳情第1号、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員会委員長、荊尾です。総務経済常任委員会に付託を受けました陳情第1号、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書について審査を行いました。

結果、全員一致で採択すべしという結果になりました。

可とする理由としまして2点ありまして、1つ目、水田活用直接支払交付金の維持は必要であり、水田から畑作に転換をした圃場への交付金の創設も必要である。

2つ目、今、飼料、肥料の価格が大変高騰していて、特に国内の酪農家が大変苦しい状況であります。何らかの酪農家への支援策が必要である。以上の2点でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第1号、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求

める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第 3 2 発議案第 1 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 2、発議案第 1 号、南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者である三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

8 番、三鴨義文君。

○議員（8 番 三鴨 義文君） 8 番、三鴨でございます。

.....

発議案第 1 号

南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

提出者	南部町議会議員	三 鴨 義 文
同	同	細 田 元 教
同	同	板 井 隆
同	同	仲 田 司 朗
同	同	白 川 立 真
同	同	長 束 博 信
同	同	米 澤 睦 雄
同	同	滝 山 克 己
同	同	荊 尾 芳 之
同	同	塔 田 光 雄

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙です。南部町議会の個人情報の保護に関する条例です。

まず、条例の具体的な内容を説明する前に、この発議案第1号の提出に当たりまして、趣旨説明をいたします。個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなりました。

これは個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が新たな個人情報保護法に統合されることとなったものです。それにより全国的な共通ルールが規定され、所管も個人情報保護委員会に一元化され、適用もばらばらだった地方公共団体が国の行政機関、民間事業者、独立法人とともに、法の直接適用対象となります。ただし、議会は地方公共団体から除外されたため、今まで各町村の個人情報保護条例の実施機関として運用されていた部分について、議会独自の共通ルールに沿った自立的措置、いわゆる条例規定等で定める必要が生じました。

次に、条例の内容について説明します。第1条から第57条まであり、法律に沿った内容で規定されています。目的として、第1条に、この条例は、南部町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とすると定めています。

以下、条文につきましては、議会が新制度の対象外とされたため、全国町村議会議長会が法と整合性を図る内容で提示された条例案と町執行部の規定と合わせた内容としています。

なお、第6章、罰則規定は執行部が法によって罰則が適用されるようになりますが、議会事務局職員や委託職員、元職員については条例で定める必要があるため、規定したものです。内容については法規定のとおりとしております。

最後に、執行部の条例案との整合を図った事項について説明します。1、条例で追加できる要配慮個人情報は、執行部の追加がないため同様に追加していません。

2、個人情報取扱事務登録簿は現在も作成しており、引き続き作成を行うように規定しています。

3、不開示情報については執行部の条文に合わせて、当該公務員等の権利、利益を不当に害するおそれがある情報を不開示情報としました。

4、開示決定等の期間は、法規定のとおり30日としています。

5、匿名加工情報は、県、政令指定都市が対象のため条例には入れておりません。

最後のページになりますが、附則といたしまして、この条例の施行期日は令和5年4月1日と

しております。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議会から提出されております南部町議会の個人情報の保護に関する条例に反対をします。反対する主な理由は、執行部が出してきた個人情報の施行条例のときにこちらのほうから意見を出させてもらいました。

先ほど提案者がおっしゃったように、今回の町議会の場合は施行条例じゃなくって、もう条例ですよ。いわゆる国の法律の対象にならないものですからつくる必要があったということで、国がどのような法律をつくったかというのが、この条例を見るほうが分かりやすい内容になっていると思います。これが全国的な議会で作られるということということです。

大きな理由は、独自で定めてきた個人情報の条例をやめて一元化していき、個人情報ファイルとかつって個人情報を流す可能性が大いにあるというところから反対をしています。これで見たらよく分かるように、国がつくった法律で、以前の町村から見て後退するということは、一つには定義の第2条に生存する個人に関する情報ってこと入れてるんですよ。今のうちの南部町の条例は生存するというふうには書いてないんですよ。ということは、国がつくった法律というのは生存する人間に限って、死亡なさった方の個人情報についてはこれに該当しないということになってきますから制約受けないことになってくるので、どんな方法でも流れる可能性があるということです。

もう一つは、独自に町村等で作るからできるという第24条に、開示決定の日数が今では2週間でしたよね。それが30日になっているというところが後退するのではないかというような国会の審査もありました。

細かいことはそうですが、大きなところでいえば国の流れに沿う個人情報ファイルをつくって情報出していくことに変わりないと。この第3条にもやはり個人情報のファイルという項があります。そういう点で、こういうやり方ではなくって、従来の市町村が住民の基本的な個人情報を守るべきだと立場に立った内容の条例を堅持すべきだという立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。先ほど、さっきの町の条例のときにも賛成討論を述べましたけれども、国が3つの法律を統合させて新たな新法として個人情報保護法をつくります。そうした場合、南部町議会としてこの個人情報保護条例を策定していなければ、情報開示を求められたときに対応ができないということでございますので、議会にとってこの個人情報保護条例は必要なものでございますので、賛成意見は先ほど言ったとおりでございますので、前回のとおりでございますので、賛成をしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、南部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第33 発議案第2号

○議長（景山 浩君） 日程第33、発議案第2号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者である埒田光雄君から提出理由の説明を求めます。

1番、埒田光雄君。

○議員（1番 埒田 光雄君） 1番、埒田光雄です。

.....
発議案第2号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年3月23日 提出

提出者 南部町議会議員 埒 田 光 雄

同	同	細田元教
同	同	板井隆
同	同	仲田司朗
同	同	三鴨義文
同	同	白川立真
同	同	長束博信
同	同	米澤睦雄
同	同	滝山克己
同	同	荊尾芳之

南部町議会議長 景山 浩 様

——別紙です。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次に、別紙新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、この発議案第2号の提出に当たりまして趣旨説明をいたします。

本条例の一部改正につきましては、これまで平成27年1月の鳥取県西部地区特別職報酬等審
議会で、町村長の給料、町村議会議員の報酬についての答申がなされております。その中では、
一般職給与は人事院勧告に基づき適正な改定がなされており、特別職給料、報酬についても一般
職員給与との均衡を図る必要があるとの内容でありました。このことを根拠として、これまでも
人事院勧告に準じて近隣市町村の状況も勘案し、本条例を改正してきた経緯があります。

今回の上程議案につきましても、令和4年の人事院勧告に基づき国の特別職の職員の給与に関
する法律の一部を改正する法律が施行されたため、それに準じて本条例の一部改正を提案するも

のであります。

なお、施行期日は先ほど申しましたとおり、令和5年4月1日としております。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議員が提案なさった今回の発議案第2号に反対をいたします。

内容は、今までの議会でありました特別職の報酬の引上げと同じように人事院勧告に基づいて議員の期末手当を100分の2.5引き上げるという内容です。先ほど、この人事院勧告に基づいてされることなので、それを是としてしていくということでした。

今までこの人勧に基づいて改正してきた経過があるということですが、新しい埜田議員はそのときいっしょになかったんですけども、ここにいる多くの方々が座っていっしょにいますけれども、4年前でしたっけ、それまでは南部町では議会の報酬を人勧のときも上げてこなかったって経緯があるんですよ。そのときの話は、議員の報酬上げるときはなるべく全会一致でやりましょうということをしてきたんですよ。それで景気の動向見ながらということだったんですけど、それが4年ぐらい前でしたよね、人勧どおりにやりたいということでそのときに引き上がった経過があり、ずっと人勧どおりやってきているということなんですよ。

ちまたでの議員の報酬が適切かどうかということについての議論はあるし、今後議員報酬を成り手がいない中でどうするかということについては、審議会もありますが、本来は住民の意見聞きながら公論で決していく問題だというふうに私たちも考えています。

しかし、これも先ほど述べたように、今の段階で住民の暮らしがかつてなく景気が、高騰して住民の暮らしが大変なときに、議員の報酬というのは自分で自ら提案して、自ら決めちゃうんですよ。それで住民からはお手盛りだと言われている批判を招きかねないわけなんですよ。そのときに、より住民に理解してもらって行って、正しく議会の位置づけとか議会活動を理解してもらうために、やっぱり道理ある説明をして納得してもらうというのが私たちの仕事の一つやと私は思っています。

そういう点から考えたときに、今回人勧で上がるから、僅かなもんだから期末手当でいいだろうっていうことが、住民の暮らしをいろいろ決定していく、例えば公共料金も決定していく議会が、今の住民の暮らしのところにそういうふうな手当ををしないで自分たちの報酬を僅かだから上げていいと、人勧やから上げていいという、この姿勢が住民に納得されるように届くかという点では、私はそうではないだろうというふうに思っています。言ってみれば、人勧でいくのがそうでしょうけど、時期をやっぱり考えるべきではないかと私は考えているわけです。

そういう点から見たら、やはりどこを大切にせんといけんかということ、議会活動も、住民の理解や住民の命や暮らしを守っていくという立場があるからこそ皆さんから理解されると思いますので、今回のことについては賛成多数で上がるでしょうから皆さんがしっかりと住民に説明なさると思いますが、より同時に、住民の暮らしを守る方法をもしっかりと提案して決めていくような議会になっていかんといけんのだろうなということ指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。先ほど反対者の意見ございましたけれども、前段の特別職職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正の中でもお話をさせていただきましてけれども、先ほど埒田議員のほうからも提案説明がありましたけれども、人事院勧告を受けてそれに伴って特別職の昇給については、人事院勧告は準拠しないということで、法的根拠はありませんということでもありますけれども、南部町においては例年どおり人事院勧告について報酬を含め変動が行われて、それを慣例にして基づいて行ってきておるところでございます。

先ほども物価高騰などについての影響とか、生活が今、厳しい状況だということがありますけれども、これから職員の給与と一緒にやっぱり同時期に改正していかなければいけないのじゃないかということで、私はこの改正につきましては賛成するべきだと思った次第でございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決ましました。

た。

日程第 3 4 発議案第 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 3 4、発議案第 3 号、食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、荊尾芳之君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員長、荊尾芳之君。

○総務経済常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 総務経済常任委員会委員長、荊尾です。

.....

発議案第 3 号

食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 荊 尾 芳 之
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙意見書は副委員長が提案をいたします。

○議長（景山 浩君） 総務経済常任委員会副委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会副委員長（仲田 司朗君） 仲田でございます。皆様方のお手元の別紙を御覧いただきたいと思います。

.....

別紙

食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める
意見書（案）

長引くコロナ禍の影響等により国内農畜産物の価格は総じて低迷し、昨年（2022）年産米は3年連続の暴落となった。しかし政府は米価対策を一切拒否し、2022年産米を5万ヘクタールもの減反増を生産者に押し付け、水田活用直接支払交付金の見直しまで強行し、問題は解決していない。

昨年（2022）年から原油、飼料、肥料、生産資材価格が高騰し、急激な円安も相まって海外からの入手困

難という深刻な影響を受けて、倒産や離農が全国で数多く発生している。とりわけ畜産・酪農家の経営は深刻で倒産や自死、離農の道しかないという悲痛な声が寄せられている。

それにも関わらず、77万トンものミニマムアクセス米を国産米より高い60キロ当たり1万4千円のコメをアメリカなどから輸入し、乳製品も13万5千トンを外国から輸入している。

コロナ、ウクライナ危機で輸入に頼る日本の食料生産と、供給体制の脆弱さが露呈し食料自給率38%という低さは、食糧危機が目前に迫っていると認識すべきである。

いまこそ、食料自給率を確実に向上させるため農業経営を営んでいるすべての農家への支援と実効ある施策が求められていることから、緊急に下記の項目を政府に要望する。

記

1. 燃油価格、飼料、肥料、生産資材の高騰に対する支援策を充実すること。
2. 水田活用直接支払交付金制度を維持し、水田から畑作への転換を行った圃場への交付金制度も創設すること。
3. 食料自給率を着実に引き上げるため、アメリカやEU並みの価格・所得補償の実施および緊急に米価暴落対策を講じること。
4. ミニマムアクセス米の輸入の適正化を図ること。
5. 乳製品については国内の酪農家への支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・財務大臣・農林水産大臣・衆議院議長・参議院議長

.....
以上であります。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第3号、食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第35 発議案第4号

○議長（景山 浩君） 日程第35、発議案第4号、国による学校給食の無償化を求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員会委員長、三鴨でございます。

.....

発議案第4号

国による学校給食の無償化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年3月23日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——別紙を読み上げて提案といたします。

.....

別紙

国による学校給食の無償化を求める意見書（案）

貧困と格差がひろがるなか、コロナ禍と物価高が子育て家庭の家計を直撃している。学校給食の食材費も高騰を続け、自治体の努力によって家庭の負担が抑制されているのが現状だ。

こうしたなか、家庭の負担を減らし、子育てしやすい環境を整えようと全国では250を超える自治体で、学校給食の完全無償化が実施されてきている。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養摂取の偏り、朝食

の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきている。

地域を知ることや食文化の継承、自然の恵みなどを理解するうえで食は重要な教材でもある。学校給食は食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられている。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無償にすることが求められている。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、また、子どもたちの健やかな発達を保証するためにも国による学校給食費の無償化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・財務大臣・衆議院議長・参議院議長

.....
以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第4号、国による学校給食の無償化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....
日程第36 発議案第5号

○議長（景山 浩君） 日程第36、発議案第5号、「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵

基地攻撃能力」の保有や防衛費 2 倍化に反対する意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から提出理由の説明を求めます。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第 5 号を提案します。

.....
発議案第 5 号

「安保関連 3 文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や
防衛費 2 倍化に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出
する。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

提出者 南部町議会議員 真 壁 容 子
同 同 亀 尾 共 三
同 同 加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
——提案は別紙を読んで代えさせていただきます。
.....

別紙

「安保関連 3 文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や
防衛費 2 倍化に反対する意見書（案）

岸田政権は 2 0 2 2 年 1 2 月 1 6 日、歴代政権が堅持してきた「専守防衛」を投げ捨て、
米軍指揮下での日米一体作戦などを決めた「安保関連 3 文書」を閣議決定した。

「安保関連 3 文書」は、国家安全保障の基本方針である「国家安全保障戦略」と、防衛力の戦
略的なあり方を示す「国家防衛戦略」、今後 1 0 年間の経費総額や装備数量などを示す「防衛力
整備計画」で構成されている。今回の改定は、「国家安全保障戦略」において近隣諸国の軍事動
向を「最大の戦略的な挑戦」とし、情勢認識を米国と一致させること、「国家防衛戦略」では敵
のミサイル発射基地などをたたき「敵基地攻撃能力」の保有を明記している。「敵基地攻撃能
力」の保有は、日本国憲法 9 条 1 項の「武力による威嚇又は武力の行使」に該当する点で憲法に
反するものとなっている。

国家安全保障戦略防衛費の規模について「国内総生産（GDP）の2％に達するよう措置を講ずる」として、来年度から5年間で4.3兆円に増額すると明記している。これらが実行されれば、日本の防衛予算は世界第3位の水準になり、戦後78年間にわたって日本は平和憲法を持つ国として世界から信頼を受けてきたにも拘わらず、その国が世界第3位の防衛力保持国になるということは、世界的にも新たな脅威になりかねないものとなる。

今、近隣諸国からの「攻撃に備えなければ」という危機感ばかりがあおられているが、日本が本当にそういう危機に直面しているのかどうか冷静に判断し、そのような危機があるならば平和憲法に則り、平和的、外交的解決に力を注ぐことこそが強く求められる。

「相手より強く大きな防衛力を持てば侵略抑止できる」という「抑止力論」は際限のない防衛力の拡大を招き、更なる緊張を高めていき、かえって危機リスクを増大させるものとなる。政府においては、日本国憲法を生かし対話による様々な粘り強い外交的手段を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・防衛大臣・衆議院議長・参議院議長

.....
よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 原案に反対の立場で討論をさせていただきます。ここからは天王山でございます。しっかり討論してまいります。

まず、この意見書の真ん中より少し上辺り、敵基地攻撃能力の保有は、日本国憲法第9条1項の武力による威嚇または武力の行使に該当するので憲法に反するものだということですが、反しません。その理由を今から述べさせていただきます。

憲法9条については、私も何回かこの議場でさせていただきましたけど、もともとは日本国憲法はGHQがたった1週間で作り上げて、当時我が国へ押しつけてきたものだということは何回も述べました。つまり英文だったんですね。それを和文にしたものをそのまま読むといろんな解釈の仕方があるので、改定しようよ、分かりやすくしようよということはこれまでも述べてきました。

では、もう少し突っ込んでいきますけども、そのGHQがつくってきた背景は、兵士がつくったわけですから憲法学者じゃありません。兵士が1週間でつくるには、他国の憲法とか国際状況を見ながら、これはいいねと思ったものを切り取って貼り付けてくるわけです。では、この9条1項はどこから貼り付けて持ってきたかといいますと、1920年代の第一次世界大戦が終了した頃、ドイツに対して不戦条約というものをつくるに当たり、議論をしていたときに使われた文言です。国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久に放棄する。この文章をそのままパクって持ってきたわけです。

では、この文章が何を意味するのかといいますと、侵略戦争です。つまり、9条が禁止してるのは侵略戦争のことなんです。では、侵略戦争はできないけど何ができるかということ、自衛戦争と正当防衛戦争は自然権として認められています。正当防衛戦争というのは、向こうが殴りかかってきたときに、やっぱり守って殴り返さないと自分の身を守れないということで、これは自然権として認められています。そこに反撃能力があるわけです。だから反撃能力は憲法違反でも何でもないということをまず申しおきたいと思います。

次に、少し安全保障の中身にも触れてみたいと思いますけども、戦後から今日までやはり我が国はアメリカに頼り切ってきた安全保障政策となっております。しかし、世界の安全保障が大きく変化していく中で、アメリカが担っている東アジアにおいて我が国が補完する必要性が出てきたと。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻は国家間戦争の現実を世界に見せつけました。核を持つ強国の前で、国連もアメリカもEUも仲裁を含め具体的な行動が取れないということ。我が国周辺では西沙・南沙諸島を我が物顔で奪い取り、尖閣や台湾のきょうだいたちにまで毒牙にかけようとする中国。今、日本は戦後かつてないほどの緊張状態に入ったことを国民は認識しなければなりません。とりわけ東アジアは敏感に反応しています。韓国の我が国への180度態度を変えた接近がそれを物語っております。

少しこれまでの流れにも触れてみたいと思いますけども、1945年の夏、敗北し、GHQにより陸・海軍の武装解除が行われ、丸裸状態になって占領憲法を突きつけられました。そして時間が流れ、朝鮮戦争発生により駐留米軍は朝鮮半島へ出撃したため、空白状態の日本へ警察予備

隊なる武装組織を指示してきます。多くのアメリカ製武器が流入したのもこの時期でございます。ちなみに、弓ヶ浜半島には多くの米兵の死体が山積みになっていたのも高齢の方は御存じかと思えます。

時代は東西冷戦真ただ中、さらにグレードアップした防衛組織を求めてきます。我が国による自衛隊の結成であります。しかし、まだこの時代、日本の独自研究・開発は非常にネガティブであり、アメリカの指示の下に置かれておりました。そして、ベトナム戦争が終結した頃、日本への信頼の高まりから、国産ジェット戦闘機が日本の空を舞うこととなります。腰を抜かしたのはアメリカ航空産業の技術者たちでありました。何の知識もない日本の技術者が造ったジェット戦闘機は、当時、世界の標準をはるかに超えていたからです。次期主力戦闘機、つまりF2というものですが、F2計画は当然アメリカからの購入、日本独自の研究開発は許されませんでした。

そして時間が流れ、1990年代になり、風向きが変わってまいります。湾岸戦争であります。アメリカを中心とした国連軍に2兆円を支払ったが、クウェートや西側諸国からは感謝の力もありません。一様にブーツ・オン・ザ・グラウンド、ショー・ザ・フラッグと叫んでいたのを今でも覚えております。当時世界第2位の経済大国でありながらクウェートを助けようともせず、お見舞金で済ませようとしたことで、西側諸国、いや、世界から笑われたのでございます。

今日、自衛隊によるPKOや海賊対処、武器移転三原則、そして集団的自衛権の行使は、戦後レジームからの脱却、積極的平和主義の下、新たな大きな扉が開かれました。

さて、自衛隊に関わる幾つかの課題が指摘されております。今日の自衛隊ですね。私が特に重視しているのは、継戦能力と国産製品率です。防衛産業を支える中小企業は約1万社ありますが、赤字覚悟で頑張っている企業も多数あります。私の知ってる護衛艦は、レーダーシステム、ミサイルシステムはアメリカ製、主砲はイタリアのメラウラ製、さすがにエンジンは日本製だろうと思ったらロールスロイスでした。日本はボディーのみ。今後増額されるであろう防衛費は、研究開発費を含め多くの中小企業で新たな分野を切り開いていくことだろうと思います。次期F3計画はイギリスなどとの共同開発が決定しました。

新しい日英同盟の下、ASEAN、東アジアのガーディアンとして中国という脅威に対していかなければなりません。戦後、GHQによって日本は悪いことをしたと刷り込まれました。教科書は黒く塗られ、しかし、私たちのお父さんやおじいさんが命をかけて守ろうとしたものは何だったのだろうか。75年という長い眠りから目覚めようとしている日本、戦後レジームからの脱却した日本とは一体どんな国なのか想像できましようか。国際社会の中心で輝き、強国の顔色など気にしない、自由闊達であり、そして先人が果たせなかった夢、東アジアのガーディアンとし

て存在する、つまり真の独立国家にふさわしい防衛力、防衛費を備えていかなければなりません。

戦後、ソ連に連行された兵士、技術者、そして奪われた兵器は毛沢東に渡され、今日の中国を支配しています。無念だったと思います。近い将来手にするトマホークは、5,000年の歴史文化を持つ中国を狙うのではありません。平和、自由、民主主義を共有する仲間たちを毒牙にかける共産主義そのものがターゲットであります。あの日、散っていった多くの将星たちが命をかけて守ろうとした東アジアの仲間たち、その同志たちを守るための大切な防衛費だということを御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。まず、日本共産党は中国を共産党とは呼んでおりません。あそこは覇権の国だというふうに言っております。

それから、あともう一点だけちょっと言っておきましょう。言葉の解釈だけで物事を変える国ってというのは日本だけです。日本は言霊の国っていうふうに昔から言われてます。憲法で軍隊は持たないけれども、自衛隊はいいだろうっていう、これ言葉を換えただけで、それで解釈を変えてる、これ日本だけです。ひとまずそこまで反論しておいて、あとほかのことを言わせていただきます。

まず、今回の中で出てきている防衛費の43兆円っていうものですが、これは2023年度国家予算が114兆3,812億円、今までの増えた、昨年から比べて6.3%増えてます。過去の平均が1.7%に対して、今回の過去10年間で増えたのは3.8%が最高でしたが、今回6.3%っていうのは大変大きな伸びです。この伸びた理由が一番簡単に分かるのが、一般会計増額分6.8兆円のうち、これの約70%がこの防衛費に使われているという問題です。これ、先ほどの別紙の中でも12月16日の時点であってというのが出てきておりますけれども、自民党税制調査会は16日の時点で防衛費の増額の財源に一体何を充てるかということで、復興特別所得税の一部を転用し、法人税、たばこ税の増税の方針を承認しました。ただし、反対論が多かったもので、増税はいつにするのか、これがはっきり決まらなくて2024年以降の適切な時期というふうにしております。

それから、復興特別税に関しては13年、これは御存じのとおり東日本大震災の復興を目的として行われた特別措置法に基づいて創設されたものです。これは所得税に対して25年間2.1%に、今回の場合、防衛費としてさらに1%を賦課して、その部分を転用しようというものです。現在、東日本はいまだに復興がまだ完全に終わっておりません。特に原発が事故で、結局いまだ

に地元に戻れない、こういう方がいっぱいいらっしゃいます。特に今回この復興税を防衛費のほうに回すっていうことになって、地元福島の方では60%以上の方がこれは理解できない、こういうふうにはっきり言われております。

それから、今回、この43兆円の分の内訳なんですけれども、25.9兆円、これは現在使われている予算だというふうに考えれば、残りあと17兆円は一体どこから算出してくるのか。今言われてるのが、3兆円が歳出改革、それから3.5兆円が決算余剰金の活用、それから4.6兆円が俗に言う埋蔵金を使う、それから増税の3.4兆円に関しては、これは全く決まっております。それから、2.5兆円に関しては防衛費力整備の水準達成のための工夫ということになってます。全くもってこの3.5兆円と3.4兆円、5.9兆円、約6兆円の分に関しては全く何を使うかということが決まっていないと同じです。現在危惧されているのは、現在のこの状態の中であれば、一番予算を削られるのは福祉のお金が削られるのではないかと、それから消費税がさらに上げられるのではないかと、そうしないとこの金額は出てこないのではないかと。今回の提案しております安保関連3文書の閣議決定の撤回、これをしない限り増税が間違いなくやってくるのではないかと。

以上を述べまして、賛成の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。（「はい」と呼ぶ者あり）原案に反対者ですか。（発言する者あり）

では、次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの討論ですけれども、私はこの原案の意見書を採択していただきたいという立場から、提出した者として反論ないしは見解を述べさせていただきます。

先ほど白川議員のほうから憲法9条に反することじゃないんだという話をなさっておられました。この憲法9条はGHQがたった1週間で英文で書いたものを和訳に直したからこういうようになったっておっしゃってるんですね。歴史の事実がどういうふうに確定されて、それをどういうふうに見るかっていうことについては、どういう見解持つかっていうことについてはいろいろと、いろんな意見があることっていうのは十分考えられると思うんですけれども、あの日本国憲法をつくるに当たってGHQが2つに割れて、GSとG2ですね。いわゆる民生局のほう、マッカーサーがやりたかった当初の民生局のほう、この戦争の国家になっている日本を解体して、本当に自分の国のような民主主義国家をつくらなきゃいけないとって、あのときはアメリカ人の女性も含めて日本国憲法の原案っていうのをつくったわけなんですよ、その当時ね。そこでは、

あの9条決めるときに、まだ韓国での戦争が始まっているときやなくて、朝鮮戦争ですよ。じゃなくて、その朝鮮戦争始まるまでは日本を本当にしっかりともう軍備解体、財界を、財閥解体しなければもうとんでもない国になるということを、入ってきたときの日本国憲法の原案ってできとったわけですよ。

その後、朝鮮戦争が始まって、いわゆる共産圏が侵略拡大してくるので、その防波堤としてつくっていく中で、憲法9条に書いた戦力保持というところが、地上に浮かせるようなことをしてきて、いわゆる朝鮮戦争と韓国を支配しようというアメリカ米軍の強い、どちらでしたっけ、G2のほうがその憲法解釈を変えようとしていくわけなんですよ。その歴史っていうのは、もうこれはNHKでもやとったし、載っているし、学者の判断で明確なんです。つくって一方的に、1週間でつくってやったというようなものではないということです。歴史の中でつくった憲法の9条の第2項っていうのが、もうつくったその年ぐらいから、アメリカ側が変えないと日本を防波堤にできないというところで動き出したという、私たちから見たら残念な経過があるんですけども、そういう中で生まれてきている日本国憲法というのは、この9条だけじゃなくて、それまで女性に参政権がなかったとかね。ですよ。普通選挙権がなかった問題、労働時間の問題とか、そういう意味では日本国民がより開放されて民主主義を謳歌できる、戦前から比べてですよ。そういう民主主義と新しい国をつくるんだという国民の光になったというのは、これは事実だと思うんですよ。そこは自民党でも言ってるんですよ。自民党の歴代の政権は日本国憲法して、日本とは、二度と戦争してはならないんですということを当時の自民党の人たちも言うことなんですよ。

そのことと、白川議員がおっしゃったこの自衛権、正当防衛権があるというのは、この憲法9条にかかわらず、これは国連憲章も認めていることなんです、自然権として。自衛権と正当防衛権があると。なぜならば、攻められてきたら守るというのは、これはもう固有の権限として国家に保障されてることですよ、今でも。ただし、よく分かるのは攻められたら返すわけです。言ってみたら、世界中全部が専守防衛に徹したら戦争は起こらんです。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）ですよ。何かというと、専守防衛をするために自分からは絶対手を出さないということを守ったら戦争は起こらんとということで日本は第9条持って、それを世界で初めて憲法として自分のほうから絶対やりませんということを認めたというのが憲法第9条なの。だからこそ世界の人々から日本国憲法が尊敬されるし、ノーベル平和賞に該当するんじゃないかと言われてるという値打ちがある問題だと、私はそういうふうにいるわけなんですよ。

今問題になっているのは、今の歴代の戦後、日本を引っ張ってきたと言われている自民党政権は、

これまで専守防衛だったんです。憲法は武器を持ったらいけないというけれども、専守防衛はできるから最低限の防衛力は保持できるという立場だったんですよ、誰が何と言おうと。第1期の安倍政権もそれ保持したわけなんですよ。ところが、何年前でしたっけ、安保改定ですよ、集団的自衛権の行使に踏み切った段階で、閣議決定ですけど、法的に可能になった。今回何が違うかということ、その法的を現実にも動かすことになったということなんです、3文書で。43兆円のお金が動いているわけなんですよ。

例えばどういうことが起こってるかということ、私もあきれたんですけど、沖縄の石垣島というところでは、言ってみたら際どいところにありますよね。そこが敵基地攻撃ミサイルを配備するっていうことになったんですよ。住民はどう言ったかといったら、話が違うでしょうって。今まで防衛省が言ったっていうのは、迎撃用ミサイルで攻められたら攻め返すミサイルは置けるけれども、自分から最初から攻撃型のミサイルを置いたらいけないことになっちゃったでしょうって住民は言っているわけです。その辺をはぐらかしてるけれども、防衛省は御存じのように、長距離ミサイルをどんどんどんどん買おうとしているわけですよ。買うということは配備せんといけんから、沖縄の島民たちは自分そこにそれが来るんじゃないかと思って戦々恐々としているし、やめてくれと言っているわけなんですよ。なぜならば、迎撃用じゃなくって、攻撃用ミサイルを置いたら狙われるの分かりますからね。明らかに戦争になったら狙われてくるんですよ。

それだけじゃないんですよ。今回の加藤議員が言った43兆円の中には、大型弾薬庫をこの10年間で日本の国土に130棟造るって言っているんですよ。ウクライナの戦争思い出してみてくださいよ。ロシアが一番先に攻撃してきたの、どこだったんですか。弾薬庫、火薬庫です。それが今、自衛隊の基地のあるところにそういうものを造ってしまったら、戦争になったらそこ狙われてしまいますよね。まさしく安保関連3文書というのはそういうことを実行する内容になっているということで、今、党派を超えて多くの方々がこれに反対しようと言っていると思うんですよ。

それで、今、私は、やたらといろいろな国の、攻撃がしてくるとか攻めてくるということを日本は言っていますが、韓国や中国の国民の間では非常に冷静だっていうこと聞いてます。台湾も日本が言っているように、台湾の異常事態っていいですけど、台湾人は割と冷静。だってトップの人たちは戦争したいって言ってませんからね。

それで、大事なことは、ここでもうちょっと言えば、私たちが一番言いたいことは、この間の、昨日のあの野球の試合で大谷選手がインタビューに答えてこう言ったの覚えてませんか。日本だけでなくって、韓国、中国、アジアの人たちが本当に野球を好きになってくれたらありがたい

です。こう言ったんですよ。私、あれ聞いてて涙出そうになったんですけども、結局、今、どこの国の人も取らないといけないのはこういう考え方じゃないかと思ってるんです。めったやたらに攻めてくるんじゃないか、どうしようかといって軍事費を負わせることやなくて、どの国もみんながお互い生活しやすいように、もし本当に紛争に近い段階があれば話合いで解決しようじゃないかと、こういうことを言ってるんです、私たちは。いろんな違いがあるだろうということなんです。それ以上言いませんが、そういう内容ですので、ぜひとも御理解ください。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第5号、「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書を採決いたします。

反対がございました。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時07分再開

○議長（景山 浩君） それでは、会議を再開します。

日程第37 発議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第37、発議案第6号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空

・水・土の安全の保障を求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から提出理由の説明を求めます。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。

発議案第6号

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出

する。

令和5年3月23日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学
同 同 真壁 容子
同 同 亀尾 共三

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を
求める意見書（案）

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

日本国憲法前文には、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民と協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

しかしながら、沖縄・宜野湾市においては、2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故、2021年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFASが検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFASが検出された。これは、「わが国全土に渡って」保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。よって、下記のことを強く要請する。

記

1. 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。
2. 日本政府の責任において、沖縄県及び宜野湾市とともに、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S 汚染特定箇所（土壌）の入れ替えを行うこと。
3. 普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・外務大臣・防衛大臣・環境大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

.....

若干の補足説明をさせていただきます。この今回提案しておりますのは、もともとは#コドソラさんというところから議会に郵送で送られてきたものです。これは参考資料がつけられておりますので、議員の方、目を通していただければ多分これ全部内容について分かっておいでだと思いますけれども、2017年の12月18日に普天間第二小学校に米軍機からの落下物がありました。そしてその後また立て続けにありました。

それと、現在、普天間第二小学校と普天間小学校、さらにはさっき出てきた緑ヶ丘保育園、これは本来であれば米軍機が運航するところではありません。ところが、なぜか落ちてくるし、しかもそれが頻繁に落ちてくる。

それと、現在、小学校、保育園に避難シェルターが設けられています。避難シェルターというのはもちろん落下物を避けるために設けられてるものですが、小学校や保育園の校庭や庭に避難シェルターが設けられているっていうのは、まず日本国内では活火山のある近くぐらいしか多分ないと思います。小学校の校庭とか保育園にこういったものがあるっていうこと自体、まず考えられません。この今回送られてきた#コドソラさんというのは、現在この小学校や保育園にこういったものがある、また校庭で遊ぶのにも大変危険が伴うので、子供たちが伸び伸びと遊ぶことができない、この現状を知ってほしい、そういうことから今回これを送られてきております。

それと、先ほど出てきましたフッ素化合物についてですが、P F A S というもので、これは有機フッ素化合物の総称です。現在、このP F A S を製造しているメーカーの一つでありますアメリカの3M、これは2020年の12月20日の時点で25年の末までに製造を中止する、こういうふうに言ってます。また、日本においても環境省がこのP F A S に対する総合戦略検討専門

家会議、これを2023年に、1月にもう立ち上げております。そういった事情があります。

それと、あともう一点、今回出てくるのはフッ素化合物ですけれども、フッ素そのものというのは大変強い酸化作用があって、これは猛毒です。フライパンに使われてたり何なりしますけれども、もともとはフッ素というものは大変有毒なものです。これが現在、普天間第二小学校の校庭が汚染されている可能性がある。これ早急に調べてほしい。そしてもし土壤が汚染されているのだったら入れ替えてほしい、これが今回上がってきた趣旨です。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 1番、埴田光雄です。普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空

・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について、反対の立場で討論させていただきます。

この意見書にあるとおり、普天間基地は周辺を民家や商業施設、学校や公共施設など、市街地に囲まれ、航空基地として世界一危険な基地と呼ばれており、大学へのヘリコプター墜落や小学校、保育園の敷地内への部品落下など、従来多くの航空機由来の事故が発生してきました。そしてこれは宜野湾市の皆さんだけの問題ではなく、広く日本国民の問題として認識され、普天間基地の移転、敷地の全面返還合意がなされ、それに向け準備が進められているところです。この合意が一日も早く履行され、地域の安全が確保されることを切に願っております。ただし、昨今の難しい国際情勢下の中において、日本の国土防衛上非常に重要性の高い沖縄に所在する基地であること、そしてその防衛力の多くを依存する米軍が所管している基地であり、米軍との調整が必要になるであろうこと、基地移転にかなりの期間を要するであろうことなど、私たち一町議会議員の調査能力や判断能力を超えた問題だと個人的には思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

私は、国もこの問題を認め、問題解決のために努力を重ねておられると思いますし、早期返還が実現するよう願ってはいますが、重ねての意見書提出までは必要ないのではないかとの考え方から、この意見書提出には反対といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この意見書を出していただきたいと思います。

先ほどの反対討論の方も言われたように、この普天間の飛行場というのは世界一危険だと言われていて、それでもなかなか前に進まないというのが現状だということですよ。ここで一致するのは普天間の基地の早期返還ですよ、それは望まれてるということは一致できると思うんです。

ここに書かれてある内容は、早期に返してくれということと何ら矛盾することではなく、かえってこういう危険があるということを言っていて、その時々安全性を求めていくということとは早期返還を目指すことと何ら矛盾していないことだというふうに思うのです。とりわけこれ、小学校と保育園の子供たちというのは年々年々大きくなっていて、小学校で過ごす期間って6年間ですよ。危ないと言われているときに、特に教育、子供が過ごすような場所については1年待たずに、少なくとも返還遅くならうとも、この学校上空だけは飛行機飛ばすのやめてくれってことは何ぼでも言えることじゃないかというふうに私は思うのですよ。

それで、意見書が出たときに、よくこの議会では全国的な課題とか、外交問題等についたら、もう議員が考えることではないっていうふうな言い方もあって反対されることが多いんですけども、先日、高校生サークルと青年団の交流会があったときに、あのときにどなたでしたっけ、言っておられたのは、想像力を発揮することって言われてませんか。想像力とは、自分だけじゃなくって、相手がどんなこと考えて、こういう事態になったらここにおる人はどういうふうにかえているんだろう、この想像力を豊かにさせることだって言っているときに、本当に若い人いいこと言ってるなというふうに私自身も感じたんですよ。

そういう意味でいえば、住民から負託を受けている議員は、自分の生活や自分の範囲だけで分かるのではなくって、町民の暮らしから、自分と違う立場に置かれた方々がどういうふうな思いをしているんだろうか、自分の立場と自分たちの置かれた状況下でない陳情書が出たときに、そこにいる人たちはこういう中でどのような思いしているのだろうか、こういうことをお互い考え合うことが本当に住みよい社会をつくっていくことに貢献するし、人間としての在り方ではないかなというふうに思うわけなんですよ。

確かにアメリカとの困難性とか軍事、いわゆる重要などになっているという沖縄の問題が、政府が考えているというのは分からんことはありませんが、そこに日々育てている子供たちがこういう現状であるということの、困っているし、避けたいということについては御一緒に理解できるんじゃないかと私は思うんですよ。そういうところで私たちが判断し、議員としてどういう立場を取るべきかということを考えていくのではないかなというふうに考えています。

この有機フッ素の化合物については、東京都の三多摩の最終処分場に出て、三多摩の住民の血液の中にこの有機フッ素化合物があることが判明し、今、国は大騒動で動いているというところ
です。この沖縄の方が子供たちにもし何かあればというのは、私たちも痛いほど分かることでは
ないでしょうか。少なくとも早期返還と同時にこの3点を守って、急いでくれということは何ら
矛盾することでないし、御一緒に国に対して言うべきではないかということと呼びかけたいと思
います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第6号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を
求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第38 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第38、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といた
します。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報の各常任委員会及び議会改革調査、
可燃ごみ処理広域化等影響調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の
継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中
の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたし
ました。

よって、第1回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもって令和5年第1回南部町議会定

例会を閉会いたします。

午後 2 時 3 0 分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 3月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日に開会以来、本日まで22日間の長きにわたる会期でありました。この間、令和5年度一般会計予算をはじめ、各特別会計当初予算、令和4年度補正予算、条例の一部改正など、多数の重要案件が提案、審議されました。会期中、終始熱心に御審議をいただき全て議了できましたこと、謹んで議員各位の御努力に対し深く敬意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。また、町長はじめ、執行部の議会審議に対する真摯なる態度に対しまして心より敬意を表します。

3月6日、7日、8日の3日間にわたる町政に対する一般質問、議案審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、町政執行に十分反映されますよう強く望むものです。

さて、春の南部町に欠かすことのできない法勝寺川土手や城山公園、緑水湖畔やとっとり花回廊の桜ももうすぐ見頃を迎えます。法勝寺川土手や城山公園のぼんぼり点灯は3月24日から4月10日、また、本町の春の風物詩であるさくらまつりの開催日は4月1日と2日、そして一式飾りは4年ぶりに開催されるものと伺っております。

3月13日以降、マスクの着用は個人の判断が基本となっておりますが、コロナの感染対策には十分に注意を払いながら、町内外から多くの方に御来場いただき、このイベントを楽しんでいただきたいと思っております。

来月4月には鳥取県知事・県議会議員選挙が行われます。新聞の県民を対象とした調査結果によれば、知事、議員ともに求める資質として、社会問題を発見し解決するための力がトップに上げられており、また、最も解決してほしい鳥取県の課題は人口減少と少子高齢化でありました。議員各位には、この調査結果も念頭に置きながら、町政発展のためなお一層の御精励をお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月2日から本日まで22日間にわたって開催され、令和5年度一般会計当初予算をはじめ27議案について御審議いただき、本日全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

なお、緑水湖研修館の条例改正では、他の公の施設と整合しない部分があり、議会運営に關しまして御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、議案提案に当たりましては改めて慎重に多方面から点検してまいりますので、今後ともよろしく願ひいたします。

さて、6日、7日、8日の3日間にわたり、9名の議員の皆様から町政に關する一般質問を頂戴しました。子育て支援、人口減少対策、保育園統合、インフレによる経済対策、それからコロナの今後の対策、さらに本年の豪雪被害と除雪対応など、特に人口減少と高齢化への取組についての御質問が多く、貴重な御意見もいただきました。現在の南部町を取り巻く広範な政治課題について御質問いただきましたが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分も多々あったと思います。今後とも変わらぬ御指導をいただきますようお願いをいたします。

いよいよ昨日あたりから町内の桜も綻び始め、これからの4月、5月は春らんまん、南部町が一番華やぐ季節を迎えます。昨日はとっとり花回廊に久しぶりにクルーズ船の観光客をお迎えし、にぎわったとお聞きしています。

来月からはスプリングフェスティバルが開催され、また一段と海外、そして国内外からのお客様を迎えることになると思います。さらに、来月1日、2日の両日は、実に4年ぶりに法勝寺一式飾りとさくらまつりが行われます。長い長いコロナ禍で外での交流もままならない状況が続きました。感染には注意を払いながら、ぜひ御家族おそろいで、また御友人もお誘い合わせて南部町の春を満喫いただければ幸いです。

議員各位におかれましては、閉会中に当たっても御指導いただきますよう重ねてお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
